様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表様式

中期計画(中期目標)		1	評価		項目別	備
	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	調書No.	考
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						
高速道路事業	В					
1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け						
①道路資産の内容を把握し、その保有及び貸付けを適切に実施	В				I -1-(1)	
②国及び会社と一体となった高速道路の老朽化対策の実施、管理 水準の向上	В				I -1-2	
③会社と連携したアウトカム指標達成のための取組、指標の設定	ВО				I -1-3	
④料金水準や割引の見直し	В				I -1-4	
⑤高速道路の更なる進化・改良	Α				I -1-(5)	
2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済					-	
①会社との協定の締結					T 0	
②貸付料	В				I -2-	
③必要に応じた協定変更					123	
④適切な債務残高管理	ВО				I -2-4	
⑤会社からの引受債務	В				I -2-5	
⑥効率的な債務返済のための資金調達	AO				I -2-6	
3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神高速 道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け 4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	В				I -3, 4	
5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の 縮減を助長するための仕組み	В				I -5	
6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業 務	A				I -6	
7 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	_	_	_	_	_	<i>></i>
9 業務遂行に当たっての取組						
①高速道路事業の総合的なコストの縮減	В				I -9-①	
②高速道路の利用促進	В				I -9-2	
③利用者サービスの向上等	В				I -9-③	
④調査・研究の実施	В				I -9-4	
⑤環境への配慮	В				I -9-(5)	
⑥デジタル化の推進	В				I -9-6	
失道事業	В				-	
8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	В				I -8	

^{※1} 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。※2 令和4年度計画に記載なき項目

中期計画(中期目標)		- 任 唐	評価			備
一	R4	R5	R6	R7	項目別 調書No.	考
	年度	年度	年度	年度	明音110.	
Ⅱ.業務運営の効率化に関する事項	_	1		I	T	
1 組織運営の効率化						
2 一般管理費の縮減						
	В				Π-	
3 調達等合理化の取組の推進					1, 2, 3, 4	
4 業務評価の実施						
T						
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項						
1 財務体質の強化 2 予算					Ш-	
2 7 7	В				1, 2, 3, 4	
4 資金計画					1, 2, 5, 4	
IV. 短期借入金の限度額						
	-				IV	※ 4
V. 不要財産又は不要財産となることが見						
込まれる財産がある場合には、当該財	В				V	
産の処分に関する計画						
VI. Vに規定する財産以外の重要な財産を						
譲渡し、又は担保に供しようとすると	-				_	※ 4
きは、その計画 ⅥI. 剰余金の使途						
VII. 利示並の使述	-				_	※ 4
VⅢ. その他主務省令で定める業務運営に関す	トる事項	頁				
	1	T	T	T		
1 施設及び設備に関する計画	_				_	※ 4
0 米数の字状にのいて						
2 業務の実施について 3 積極的な情報公開						
1 4 情報セキュリティ対策						
5 内部統制について						
6 国及び出資地方公共団体並びに会社					VIII—	
との緊密な連携の推進	В				2, 3, 4, 5,	
7 環境への配慮					6, 7, 8, 10	
8 危機管理						
10 機構法第21条第3項に規定する						
積立金の使途						
9 人事に関する事項	A				VII -9	

^{※3} 対象事象なし ※4 該当なし

^{※5} 中期目標の項目を全て記載。なお、番号は令和4年度計画に基づき記載 ※6令和4年度の評価は法人自己評価

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I-1-1	高速道路事業 1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適気	却か保有及び貸付け	
	① 道路資産の内容を把握し、その保有及び貸付けを適切に実施		
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号
策		(個別法条文など)	高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業レビュ	
度		1	

2. 主要な経年デー	- タ										
①主要なアウト	①主要なアウトプット(アウトカム)情報							情報(財務情報及び	び人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし							予算額(百万円)	4, 153, 928	3		
							決算額 (百万円)	4, 143, 126			
							経常費用(百万円)	1, 431, 879			
							経常利益(百万円)	498, 478	3		
							行政コスト(百万円	1, 432, 100)		
							行政サービス実施コスト(百	万円) —			
							従事人員数	84			

注)予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の美	業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
					高速道路事業の評定:B (I-1-	
					①~ I - 9 -⑥ (I - 7 は除く))	
					【項目別評定の算術平均】	
					(A4点×2項目+A4点×1項	
					目×2(重要度が高い項目のた	
					め) +B3点×13 項目+B3点	
					×2項目×2 (重要度が高い項目	
					のため)) ÷ (18 項目+3項目)	
					$=3.190476\cdots$	
					⇒算術平均に最も近い評定は	
					「B」評定である。	
					※算定にあたっては評定毎の点数	
					を、S:5点、A:4点、B:3	
					点、C:2点、D:1点とし、重	
					要度の高い3項目(項目別評定総	
					括表、項目別評定調書参照)につ	
A					いては加重を2倍としている。	

機構は、高速道路に	道路資産台帳を	道路資産台帳を	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
係る道路資産の内容を	作成し、これを適	作成し、これを適	特になし	1) 高速道路資産の内容を適正に把握	評定: B		
適正に把握した上で、	切に更新すること	切に更新すること		するため、会社と連携して、新設、	・左記のとおり業		
その保有及び貸付けを	により、高速道路	により、高速道路	<その他の指標>	改築等による変更内容が反映される	務を実施し、計		
適切に実施すること。	に係る道路資産の	に係る道路資産の	道路資産状況の適	よう道路資産台帳を適切に更新した	画を達成してい		
	内容を適正に把握	内容を適正に把握	切な把握及び台帳の	ほか、路線ごとに延長、敷地面積、	るためBとす		
	した上で、その保	した上で、その保	更新	構造別延長等を記載した台帳につい	る。		
	有及び貸付けを適	有及び貸付けを適		ても、内容の変更が生じた都度、適			
	切に実施する。	切に実施する。	<評価の視点>	切に確認を行った。	<課題と対応>		
			道路資産状況を適		・特になし		
			切に把握し、台帳を	2) 高速道路の供用区間延長は、新規			
			更新しているか。	供用区間 12.8 kmの増により 10,405			
				kmとなった。			

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報									
	高速道路事業									
I — 1 —②	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適	切な保有及び貸付け								
	② 国及び会社と一体となった高速道路の老朽化対策の実施、管理水準の向上									
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号							
策		(個別法条文など)	高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。							
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業レビュ								
度		<u> </u>								

2. 主要な経年デー	ータ										
①主要なアウト	主要なアウトプット(アウトカム)情報							青報(財務情報及で	バ人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし							予算額(百万円)	4, 153, 928			
							決算額(百万円)	4, 143, 126			
							経常費用(百万円)	1, 431, 879			
							経常利益(百万円)	498, 478			
							行政コスト(百万円)	1, 432, 100			
							行政サービス実施コスト(百万	円) —			
							従事人員数	84			

注) 予質頻	決算額は支出額を記載。	単位未満切り捨て

3.	. 各事業年度の業務に	工係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務力	で臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己語	評価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	機構は、貸し付	貸し付けた道路	貸し付けた道路	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
	けた道路資産が適	資産が適切に良好	資産が適切に良好	特になし	1)特定更新等工事	評定: B	
	切に良好な状態に	な状態に保たれる	な状態に保たれる		・点検強化等により、新たに更新が必要	・左記のとおり業	
	保たれるように、	ように、笹子トン	ように、国及び会	<その他の指標>	な箇所が判明し、延長や新たな更新需	務を実施し、計	
	笹子トンネル天井	ネル天井板崩落事	社と一体となって	・管理の報告書の提	要の例等の更新計画(概略)が会社か	画を達成してい	
	板崩落事故(平成	故(平成 24 年 12	高速道路の老朽化	出状況及びその公	ら公表され(12 月、1月)、国土幹線	るためBとす	
	24 年 12 月発生)	月発生)後の道路	対策(特定更新等	表状況	道路部会においても報告がなされた。	る。	
	後の道路法改正等	法改正等により、	工事等)や耐震対	・情報共有化の実施	(2月)		
		橋梁やトンネルな		状 況		<課題と対応>	
	ンネルなどの道路	どの道路構造物の	間の4車線化対策		2) 管理の報告書	特になし	
	構造物の定期点検		など強靭で信頼性	<評価の視点>	・令和3(2021)年度の管理の報告書に		
	が全道路管理者に	管理者に義務化さ	のあるネットワー	・高速道路の管理の	ついて、集中豪雨・地震災害対応や新		
	義務化されたこと	れたこと等を踏ま	クを構築・機能維	実施状況を把握し	型コロナウイルス感染拡大防止対策		
	等を踏まえ、国及	え、国及び会社と	持するための取り		等、今年度の特徴的な取り組みを重点		
	び会社と一体とな		組みを計画的に推	するため、会社と	的に取りまとめたダイジェスト版を作		
	って、高速道路の		進するとともに、	連携して取り組ん	成するなど、さらなる充実を図り、透		
	老朽化対策(特定更		管理水準の向上を	でいるか。	明性の観点からホームページで公表し		
	新等工事等)や耐震		図ることにより高	・高速道路の老朽化	た。(12月)		
	対策を計画的に推		速道路の安全性を	対策や強靱で信頼			
	進するとともに、		一層向上させる措	性のネットワーク	3) 管理の実地確認		
	管理水準の向上を	など強靭で信頼性	置を講じ、維持管	の構築・機能維持	・各会社の本社において、計画管理費に		

図ることにより高しのあるネットワー 速道路の安全性を クを構築・機能維 一層向上させるこ 持するための取り

また、国及び会 社と連携しつつ、社と連携しつつ、 維持管理・修繕・ 維持管理・修繕・ 更新の現状や新た 更新の現状や新た な知見を踏まえ、 会社が実施する高く社が実施する高 速道路の維持管理 速道路の維持管理 等のあり方の適切 | 等のあり方の適切 な見直しを進める な見直しを進める ことにより、効率しことにより、効率 的な維持管理等を一的な維持管理等を 図ること。

等を通じて機構が一等を通じて、機構 把握している高速」が把握している高 道路の管理の実施 速道路の管理の実 状況、老朽化対策 施状況、老朽化対 や耐震対策の進捗 | 策や耐震対策の進 | 耐震対策の進捗状 状況等の情報につ│捗状況等の情報に いては、全ての会しついては、全ての 社の高速道路の管 会社の高速道路の 理等に適切に反映|管理等に適切に反 されるよう、国及 | 映されるよう、国 | れるよう、引き続 び全会社に提供し 及び全会社に提供 情報の共有化を図し情報の共有化を ること。

組みを計画的に推 進するとともに、 管理水準の向上を 図ることにより高 速道路の安全性を 一層向上させる。

また、国及び会 な知見を踏まえ、 図る。

なお、実地確認 なお、実地確認 図る。

に国及び会社と連 携して取り組んで いるか。

理・修繕・更新の

現状や新たな知見

を踏まえ、会社が

実施する高速道路

の維持管理等のあ

り方の適切な見直

しを進めることに

より、効率的な維

また、高速道路

の管理の実施状況

を把握し、国民や

利用者にわかりや

すく伝えるため、

会社と連携し、会 社から報告を受け

ている「維持、修

繕その他の管理の

報告書」の記載内

容の更なる充実を

図り、ホームペー ジを通じて公表す

なお、実地確認

等を通じて機構が

把握した高速道路

の管理の実施状

況、老朽化対策や

況等の情報につい

ては、全ての会社

の高速道路の管理

等に適切に反映さ

き国及び全会社に

提供し情報の共有

化を図る。

持管理等を図る。

・機構が把握してい る高速道路の管理 の実施状況等の情 報について、情報 の共有化が図られ ているか。

関する財源上の課題、管理行為全般の 実施状況、協定変更内容のフォローア ップ等について実地確認を行う(6 月)とともに、各会社の現場(各会社 1事務所)において、事前に設定した テーマに対する取り組み内容のヒアリ ングを行うなど、高速道路の維持、修 繕その他の管理の実施状況を確認し た。(10~12月)

・また、実地確認の結果が全ての会社の 高速道路の管理に適切に反映されるよ う情報の共有化を図った。(3月)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報										
	高速道路事業										
I — 1 — ③	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適	刃な保有及び貸付け									
	③ 会社と連携したアウトカム指標達成のための取組、指標の設定										
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号								
策		(個別法条文など)	高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。								
当該項目の重要度、困難度	【重要度:高】 アウトカム指標の適正な設定は、高速道路の安全性・利便性の向上に対する各社の取組状況を分かりやすく高速道路利用者に伝えるとともに、会社がこれを自らの経営指標として計画的に取り組むことを促すために重要であるため。										

2. 主要な経年デー	ータ											
①主要なアウト	①主要なアウトプット(アウトカム)情報								財務情報及び	が人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度			R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし								予算額(百万円)	4, 153, 928			
								決算額(百万円)	4, 143, 126			
								経常費用(百万円)	1, 431, 879			
								経常利益(百万円)	498, 478			
								行政コスト(百万円)	1, 432, 100			
								行政サービス実施コスト(百万円)	_			
								従事人員数	84			

3	. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己語	平価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	機構と会社との	機構と会社との	機構と会社との	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
	間で設定している	間で設定している	間で設定している	特になし	1)会社の取組みの現状や効果を直感	評定: B	
	アウトカム指標に	アウトカム指標に	アウトカム指標に		的・客観的に把握できるよう、「死	・左記のとおり業	
	ついて、機構がリ	ついて、機構がリ	ついて、機構がリ	<その他の指標>	傷事故をへらす」、「渋滞をへらす」	務を実施し、計	
	ーダーシップを持	ーダーシップを持	ーダーシップを持	アウトカム指標の	などの目的ごとに関連する指標を集	画を達成してい	
	って、その達成が	って、その達成が	って、新たな中期	考え方の統一、会社	約。集約した指標のうち、目的達成	るためBとす	
	適切になされるよ	適切になされるよ	的な目標を設定	の努力を可視化でき	に向けた取組み状況等を最も端的に	る。	
	う会社と連携しつ	う会社と連携しつ	し、その達成が適	る指標の設定、高速	示す指標を主指標として選定した。		
	つ取り組むととも	つ取り組むととも	切になされるよう	道路を取り巻く環境		<課題と対応>	
	に、指標の設定に	に、指標の設定に	会社と連携しつつ	を踏まえた指標の組	2) 課題を解消した指標の廃止や、会	特になし	
	際しての会社間の	際しての会社間の	取り組むととも	み替え、中長期的な	社毎の進捗状況等を把握・対比でき		
	考え方の統一、会	考え方の統一、会	に、指標の設定に	目標の見直しや新た	るよう、指標の相対化を実施した。		
	社の努力を可視化	社の努力を可視化	際しての会社間の	な設定などの実施状			
	できる指標の設	できる指標の設	考え方の統一、会	況	3)会社の取組がSDGsの目標達成		
	定、高速道路を取	定、高速道路を取	社の努力を可視化		に寄与する取り組みであることを明		
	り巻く環境を踏ま	り巻く環境を踏ま	できる指標の設	<評価の視点>	確化するため、SDGsの 17 目標		
	えた指標の組替え	えた指標の組替え	定、高速道路を取	アウトカム指標に	毎に指標を分類した。		
	に加え、中期的な	に加え、中期的な	り巻く環境を踏ま	ついて、高速道路の			
	目標の見直しや新	目標の見直しや新	えた指標の組替え	管理水準を一層向上			

たな設定などを通したな設定などを通し 路の管理水準を一 路の管理水準を一 向上を図ること。

特に中期的な目 準を示すととも どを通じて、適切しどを通じて、適切し 向上等について、 実施を確保するこ 実施を確保する。

じ、会社が自らのし、会社が自らの 経営指標として計 経営指標として計 画的に取り組むこ | 画的に取り組むこ とを促し、高速道しとを促し、高速道 層向上させ、もっ一層向上させ、もっ て高速道路利用者して高速道路利用者 に対するサービス に対するサービス の向上を図る。

特に中期的な目 準を示すととも 向上等について、

に加え、会議を通しさせ、また、利用者し じ、会社が自らの一に分かりやすい指標 経営指標として計してなるよう、会社間 画的に取り組むこ とを促し、高速道り、指標の組替え、 路の管理水準を一 見直し等、リーダー 層向上させ、もっしシップを持って取り て高速道路利用者|組んでいるか。 に対するサービス の向上を図る。

特に中期的な目 標については、中 | 標については、中 | 標については、中 期的なサービス水 期的なサービス水 期的なサービス水 準を示すととも に、その進捗状況 | に、その進捗状況 | に、その進捗状況 を確認することなしを確認することなしを確認することな どを通じて、適切 な維持管理の実 な維持管理の実 な維持管理の実 施、事故・渋滞対 | 施、事故・渋滞対 | 施、事故・渋滞対 策の推進、過積載|策の推進、過積載|策の推進、過積載 車両の取締りの強┃車両の取締りの強┃車両の取締りの強 化、SA・PAに 化、SA・PAに 化、SA・PAに おけるサービスの おけるサービスの おけるサービスの 向上等について、 会社による計画的 | 会社による計画的 | 会社による計画的 かつ実効的な事業 | かつ実効的な事業 | かつ実効的な事業 実施を確保する。

4) 高速道路の管理水準の向上に向け インセンティブ助成認定件数の目標 値を、全社統一した閾値として設定 の考え方の統一を図 した。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
	高速道路事業		
I — 1 —④	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適	切な保有及び貸付け	
	④ 料金水準や割引の見直し		
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号
策		(個別法条文など)	高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業レビュ	
度		<u> </u>	
	I		

2. 主要な経年データ	<i>y</i>												
①主要なアウトフ	プット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)【高速道路勘定】					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度			R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
特になし							予	予算額(百万円)	4, 153, 928				
							決		4, 143, 126				
							経	圣常費用(百万円)	1, 431, 879				
							経	圣常利益(百万円)	498, 478				
							行	亍政コスト(百万円)	1, 432, 100				
							行项	「政サービス実施コスト(百万円)	_				
							従	 详事人員数	84				

3	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己語	评価	主務大臣による評価					
					業務実績	自己評価						
	高速道路の適切	高速道路の適切	高速道路の適切	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定					
	な利用がなされる	な利用がなされる	な利用がなされる	特になし	1)翌年度も交通混雑期等における交	評定: B						
	よう、料金水準や	よう、料金水準や	よう、料金水準や		通分散の観点などから、ゴールデン	・左記のとおり業						
	割引については、	割引については、	割引については、	<その他の指標>	ウイーク、お盆及び年末年始は休日	務を実施し、計						
	これまでの対応に	これまでの対応に	これまでの対応に	特になし	割引を適用しないことを公表した。	画を達成してい						
	よる影響を検証し	よる影響を検証し	よる影響を検証し		(1月)	るためBとす						
	つつ、社会状況の	つつ、社会状況の	つつ、社会状況の	<評価の視点>		る。						
	変化等も踏まえ、	変化等も踏まえ、	変化等も踏まえ、	・料金水準や割引に	2) 国土幹線道路部会の「中間答申							
	他の交通機関への	他の交通機関への	他の交通機関への	ついて、国や会社	(令和3 (2021) 年8月4日付	<課題と対応>						
	影響も考慮した上	影響も考慮した上	影響も考慮した上	と連携して必要に	け)」において、勤務形態が多様化	特になし						
	で、国及び会社と	で、国及び会社と	で、国及び会社と	応じた検討・見直	している状況や、通勤時間帯に混雑							
	連携して必要に応	連携して必要に応	連携して必要に応	しを行っている	している高速道路がある状況を踏ま							
	じて見直すこと。	じて見直す。	じて見直す。	カュ。	え、「適用時間帯の柔軟化」及び							
	具体的には、企	具体的には、企	具体的には、企		「通勤者の利用促進等の目的検討」							
	画割引について	画割引について	画割引について		について提言されたことを受け、フ							
	は、観光振興や地	は、観光振興や地	は、観光振興や地		リータイム通勤パス割引の試行を公							
	域活性化の観点か	域活性化の観点か	域活性化の観点か		表した。(2月)							
	ら更なる推進を図	ら更なる推進を図	ら更なる推進を図		また、繁忙期を中心に激しい渋滞							
	るため、会社や関	るため、会社や関	るため、会社や関		が発生している状況や、観光需要を							

係機関と連携しな「係機関と連携しな」係機関と連携しな がら、会社が貸付一がら、会社が貸付一がら、会社が貸付 料の支払いに支障 | 料の支払いに支障 | 料の支払いに支障 が生じない範囲で一が生じない範囲で一が生じない範囲で 柔軟に運用できる | 柔軟に運用できる | 柔軟に運用できる ように検討するこしように検討する。

また、休日割引 等についても、新 等についても、新 等についても、新 型コロナウイルス 型コロナウイルス 型コロナウイルス 感染症等の拡大防 | 感染症等の拡大防 | 感染症等の拡大防 止のための移動自 止のための移動自 止のための移動自 粛への対応や交通 | 粛への対応や交通 | 粛への対応や交通 状況等を適切に考 | 状況等を適切に考 | 状況等を適切に考 慮し、会社と連携 | 慮し、会社と連携 | 慮し、会社と連携 して柔軟な運用を して柔軟な運用を して柔軟な運用を 検討すること。

導入についても、 導入についても、 を図る観点から、を図る観点から、 切に検討を行うこし切に検討を行う。 と。

また、休日割引 検討する。

加えて、混雑状 加えて、混雑状

ように検討する。

また、休日割引 検討する。

加えて、混雑状 況に応じた料金の | 況に応じた料金の | 況に応じた料金の 導入についても、 交通需要等の偏在 | 交通需要等の偏在 | 交通需要等の偏在 による混雑の緩和 による混雑の緩和 による混雑の緩和 を図る観点から、 会社と連携して適一会社と連携して適一会社と連携して適 切に検討を行う。

平準化する取組みが進められている 状況を踏まえ、「観光周遊の促進を目 的として、一定のエリア内を乗り放 題とする料金割引の拡充」について 提言されたことを受け、土曜・日 曜・祝日に集中している観光需要を 平準化する観点から、高速道路観光 周遊割引を平日のみの利用期間でお 申込みのうえご利用いただいた場 合、販売価格の最大 15%相当を還元 するキャンペーンの実施を公表した。 (10月)

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
	高速道路事業		
I — 1 — ⑤	1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適	切な保有及び貸付け	
	⑤ 高速道路の更なる進化・改良		
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1号
策		(個別法条文など)	高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年デー											
①主要なアウト	プット(アウトカム)情報						②主要なインプット情報(定】	財務情報及び	が人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし							予算額(百万円)	4, 153, 928			
							決算額 (百万円)	4, 143, 126			
							経常費用(百万円)	1, 431, 879			
							経常利益(百万円)	498, 478			
							行政コスト(百万円)	1, 432, 100			
							行政サービス実施コスト(百万円)	_			
							従事人員数	84			

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	主務大臣による評価					
					業務実績	自己評価					
	機構は、引き続	引き続き社会的	引き続き社会的	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定				
	き社会的な要請を	な要請を踏まえ、	な要請を踏まえ、	特になし	・高速道路事業の諸課題に関し、大学	評定: A					
	踏まえ、高速道路	高速道路の機能強	高速道路の機能強		等の研究機関とも適宜連携しつつ、	・各社が抱える社					
	の機能強化を図る	化を図るため、会	化を図るため、会	<その他の指標>	調査・研究に取り組むため、高速道	会的要請に対す					
	ため、会社と連携	社と連携して、強	社と連携して、強	特になし	路SA・PAの混雑解消等の現時点	る共通課題につ					
	して、強靱性の向	靱性の向上、安	靱性の向上、安		で明らかになっている社会的な要請	いて機構が主導					
	上、安全・安心の	全・安心の確保及	全・安心の確保及	<評価の視点>	に加え、高速道路の社会的ニーズの	して検討会を実					
	確保及び快適性の	び快適性の向上並	び快適性の向上並	・高速道路の更な	変化に対応した適切な進化・改良の	施し、会社と連					
	向上並びに持続可	びに持続可能性の	びに持続可能性の	る進化・改良に向け	方向性について、幅広い専門的見地	携して、課題解					
	能性の確保及び地	確保及び地域活性	確保及び地域活性	て、関係機関と連携	から検討を行うことを目的に、機構	決に向けた方向					
	域活性化の促進の	化の促進の観点に	化の促進の観点に	して取り組んでいる	が主導して、有識者、会社による	性・具体的な対					
	観点において、高	おいて、高速道路	おいて、高速道路	カュ。	「高速道路SA・PAにおける利便	策といった進化					
	速道路の更なる進	の更なる進化・改	の更なる進化・改		性向上に関する検討会」を設置し	に関する基礎資					
	化・改良を進める	良を進める。	良を進める。		た。	料を整理し、「中					
	こと。					間とりまとめ」					
	なお、こうした	なお、こうした	なお、こうした		・検討会は、令和4 (2022) 年8月か	として公表し					
	進化・改良や高速	進化・改良や高速	進化・改良や高速		ら4回実施し、高速道路を取り巻く	た。					
	道路の機能の保全	道路の機能の保全	道路の機能の保全		現状、SA・PAにおける現状・課						
	を進めるに当たっ	を進めるに当たっ	を進めるに当たっ		題について、データを用いて分析を						

ては、自動運転なては、自動運転な	ては、自動運転な	行い、関係団体へのアンケートによ	・第 53 回国土幹	
どの高速道路を取 どの高速道路を取	どの高速道路を取	り、各課題に対するニーズを把握し	線道路部会では、	
り巻く技術の進展り巻く技術の進展	り巻く技術の進展	た上で、課題解決に向けた方向性・	「中間とりまと	
を踏まえつつ、将を踏まえつつ、将	を踏まえつつ、将	具体的な対策といった進化に関する	め」を道路整備	
来に必要な投資や来に必要な投資や	来に必要な投資や	基礎資料を半年間で整理し、提言と	特	
その負担のあり方 その負担のあり方	その負担のあり方	してとりまとめ、令和 5 (2023) 年	別措置法等の改	
について、関係機 について、関係機	について、関係機	2月3日に「中間とりまとめ」を公	正に向けた資料	
関と連携しなが関と連携しなが	関と連携しなが	表した。	として活用さ	
ら、検討するこち、検討する。	ら、検討する。		れ、機構の取組	
と。		・機構・会社が所有する資産につい	が、国・会社の	
		て、一層の活用が図られるよう柔軟	高速道路施策の	
		な運用を検討するなど、SA・PA	企画・立案を支	
		における利用者サービスの充実に向	援することとな	
		けて、取り組みを推進した。	った。	
		・会社の課題解決に向けた方向性と具	これらを踏まえ	
		体的な対策の検討においては、機構	てA評価とす	
		が事務局として会社を主導し、国・	る。	
		会社の高速道路施策の企画・立案に		
		関する支援において、中心的な役割	<課題と対応>	
		を果たした。	特になし	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I-2-123	高速道路事業 2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ①②③ 会社との協定の締結		
業務に関連する政策・施 策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定め るところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路 (当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う 場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速 道路の各部分。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる事項をその内容に含 む協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。
当該項目の重要度、困難 度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年デー	タ											
①主要なアウトス	プット(アウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)【高速道路勘定】					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	
特になし							予算額(百万円)	4, 153, 928				
							決算額(百万円)	4, 143, 126				
							経常費用 (百万円)	1, 431, 879				
							経常利益(百万円)	498, 478				
							行政コスト(百万円)	1, 432, 100				
							行政サービス実施コスト (百万円)	_				
							従事人員数	84				

3	3. 各事業年度の業務に	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣による評価					
					業務実績	自己評価						
	① 会社との協定	① 会社との協定	① 会社との協定	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定: B	評定					
	の締結に当たって	の締結に当たって	の締結に当たって	特になし	・コロナ禍において交通量の減少が続	・左記のとおり業						
	は、金利、交通	は、関係機関の協	は、関係機関の協		く中、国や会社と十分な調整を行	務を実施し、計						
	量、新型コロナウ	力を得て、金利、	力を得て、金利、	<その他の指標>	い、コロナ禍の影響を加味した上	画を達成してい						
	イルス感染症の影	交通量、新型コロ	交通量、新型コロ	協定変更内容の十	で、令和 5 (2023)年度以降の料金	るためBとす						
	響、経済動向等の	ナウイルス感染症	ナウイルス感染症	全性	収入に適切に反映した。	る。						
	見通しについて十	の影響、経済動向	の影響、経済動向									
	分に検討するとと	等の見通しについ	等の見通しについ	<評価の視点>	・従前からの労務単価等の上昇が続い	<課題と対応>						
	もに、従前の高速	て最新の知見に基	て最新の知見に基	・協定変更にあたっ	ているため、労務費等高騰分を協定	特になし						
	道路事業の実施状	づき十分に検討す	づき十分に検討す	て、会社が行う管	に反映し、会社の適切な業務執行を							
	況も踏まえつつ、	るとともに、従前	るとともに、従前	理の内容、貸付料	支援した。							
	適正な品質や管理	の高速道路事業の	の高速道路事業の	の額及び貸付期								
	水準が確保される	実施状況も踏まえ	実施状況も踏まえ	間、会社が徴収す	・ロードマップに基づく各会社のET							
	ことを前提とした	つつ、適正な品質	つつ、適正な品質	る料金の額及びそ	C専用化に要する費用を継続的に協							
	上で、高速道路の	や管理水準が確保	や管理水準が確保	の徴収期間、債務	定に反映した。また、各会社におい							
	新設、改築、維	されることを前提	されることを前提	引受限度額等を適	てETC専用化の運用を開始した。							

持、修繕、災害復 とした上で、高速 とした上で、高速 旧その他の管理の「道路の新設、改」道路の新設、改 内容、貸付料の額 築、維持、修繕、 及び貸付期間、会 | 災害復旧その他の | 災害復旧その他の 社が徴収する料金 管理の内容、貸付 管理の内容、貸付 の額及びその徴収 | 料の額及び貸付期 | 料の額及び貸付期 期間、会社から引し間、会社が徴収すし間、会社が徴収す き受けることとな る料金の額及びそ る料金の額及びそ る債務の限度額一の徴収期間、会社一の徴収期間、会社 (以下「債務引受」から引き受けるこ 限度額」といしととなる債務の限しととなる債務の限 う。)等を定める 度額(以下「債務」 こと。

また、債務引受 まえた設定方法の一る。 見直しの徹底に取 さらに、機構が さらに、機構が り組み、今後の債 | 会社から債務を引 | 会社から債務を引 務引受限度額の設 | き受ける際、会社 | き受ける際、会社 定に適切に反映す | から引き受けた実 | から引き受けた実 ること。

用料その他の収入 | を貸付期間内に償 | を機構の貸付期間

引受限度額」とい

う。) 等を定める。 なお、債務引受 限度額は、事業費 | 限度額のうち新設 | 限度額のうち新設 | の管理を適切に行し及び改築に係るも うことができる範 | のについては供用 | のについては供用 囲を単位として、 | 予定区間を単位と | 予定区間を単位と 適正な額を設定す することを基本と るとともに、機構 し、修繕に係るもし、修繕に係るも が会社から債務を | のについては修繕 | のについては修繕 引き受ける際、会 | 時期及び施設の長 | 時期及び施設の長 社から引き受けた | 期的な健全性を考 | 期的な健全性を考 実際の債務の額と | 慮して当該限度額 | 慮して当該限度額 債務引受限度額と の設定単位を定 の設定単位を定 の乖離の要因分析 | め、単位ごとに適 | め、単位ごとに適 及びその結果を踏 | 正な額を設定す | 正な額を設定す

② 機構は、会社 | ② 貸付料は、機 | ② 貸付料は、機 に対する道路資産 | 構が収受する占用 | 構が収受する占用 の貸付けに係る貸 | 料その他の収入と | 料その他の収入と 付料については、 | 併せて、債務の返 | 併せて、債務の返 機構が収受する占 | 済に要する費用等 | 済に要する費用等

切に定めている か。

- 協定変更の内容、 理由等を分かりや すく公表している カシ。
- ・会社から引き受け た債務額と債務引 受限度額の乖離の 要因分析、その結 果を踏まえた設定 方法の見直し、今 後の債務引受限度 額の設定への反映 が行われている

・この他にスマートIC事業化、料金 割引の変更、債務引受限度額の見直 しを含め協定を3回変更。

る。 際の債務の額と債 際の債務の額と債 務引受限度額との | 務引受限度額との 乖離の要因分析及│乖離の要因分析及 びその結果を踏ましての結果を踏ま えた設定方法の見 えた設定方法の見 直しの徹底に取りし直しの徹底に取り 組み、今後の債務 組み、今後の債務 引受限度額の設定 | 引受限度額の設定 に 適 切 に 反 映 す | に 適 切 に 反 映 す

築、維持、修繕、

から引き受けるこ

| 度額(以下「債務

| 引受限度額」とい

う。) 等を定める。

なお、債務引受

及び改築に係るも

することを基本と

と併せて、債務の 返済に要する費用 定める。 等を貸付期間内に 償うものとなるよ | 度の貸付料の額 | 度の貸付料の額 う定めること。 その際、毎事業 | る料金収入から高 | る料金収入から高 年度の貸付料の額 | 凍道路の管理費を | 凍道路の管理費を については、会社 | 控除することによ | 控除することによ が徴収する料金収しり算定することと 入及び高速道路の し、将来における し、将来における 管理費の将来の見 | 料金収入及び管理 | 料金収入及び管理 通しを勘案して定 | 費を見通した上 | 費を見通した上 めること。 また、計画管理 費と実績管理費と│費と実績管理費と│費と実績管理費と で乖離が発生した。で乖離が発生した

応を取ることによ 応を取ることによ の 算 定 を 図 る こ | の算定を図る。

もって算出する。

③ おおむね5年ご | ③ おおむね5年 | ③ 大規模な災害 とに、機構法第12 | ごとに、独立行政 | の発生その他社会 条第1項の業務の | 法人日本高速道路 | 経済情勢の重大な 実施状況を勘案 | 保有・債務返済機 | 変化があり、これ し、協定について 構法 (平成16年法)に対応して協定を 検討を加え、これ | 律第 100 号。以下 | 変更する必要があ を変更する必要が | 「機構法」とい | ると認めるとき あると認めるとき う。) 第 12 条第1 は、債務の返済等 又は大規模な災害 | 項の業務の実施状 | が確実かつ円滑に の発生その他社会 | 況を勘案し、協定 | 行われるととも 経済情勢の重大な | について検討を加 | に、高速道路の管 変更があり、これ | え、これを変更す | 理が適正かつ効率 に対応して協定を る必要があると認 的 に 行 われるよ 変更する必要があ めるとき、又は大 う、必要に応じ ると認められると 規模な災害の発生 て、会社と協議の きは、債務の返済 | その他社会経済情 | 上、協定を変更す 等が確実かつ円滑 | 勢の重大な変化が | る。 に行われるととも あり、これに対応 に、高速道路の管 して協定を変更す 返済等が確実かつ 理が適正かつ効率 | る必要があると認 | 円滑に行われるこ 的に行われるよ めるときは、債務 との担保と、強靭 う、必要に応じ の返済等が確実か で信頼性のあるネ

うものとなるよう 内に償うものとな るよう定める。

また、毎事業年 また、毎事業年 は、会社が徴収すしは、会社が徴収す り算定することと で、その計画値を一で、その計画値を もって算出する。

なお、計画管理 なお、計画管理 で乖離が発生した 場合には、その乖 場合には、その乖 場合には、その乖 離についての要因 | 離についての要因 | 離についての要因 を分析し、必要に | を分析し、必要に | を分析し、必要に 応じて協定変更を | 応じて協定変更を | 応じて協定変更を するなど適切な対 するなど適切な対 するなど適切な対 応を取ることによ り、適正な貸付料しり、適正な貸付料しり、適正な貸付料 の算定を図る。

その際、債務の て、適切な措置を 一つ円滑に行われる ーットワークの構

本でもこと。					
類の理事的に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に	講ずること。	とともに、高速道	築・機能維持や高		
	, in the second				
るよう、必要には、対わるような故障 つて、公理と協議、提供の確認の面立 つこ、協定を改ま、といる。 でもの表情をあっ 円面に有われること ことに基本のの情報が直 を記さられる。 では、対理的なないのでは、表情のなないでは、これが、 連世の情報の面立 では、ためのから、 のを認うのでは、対して、ない。 のとは、では、大理的なないでは、 ののは、おいるが認めでは、 ののは、おいるが認めでは、 ののは、おいるが認めでは、 ののは、おいるが、は、対理的なないでは、 ののは、おいるが、は、対理的なないでは、 ののは、おいるが、は、対理的ないでは、 ののは、ないが、は、対理が、 ののは、ないが、は、対理が、 ののは、ないが、は、対理が、 ののは、は、対理が、 ののは、は、対理が、 ののは、は、対理が、 ののは、は、対理が、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 ののは、 のの					
じて、会社大協議 (契約の係別の何点) のよ、私で支援でする。 くの病、行格の 公産が終年大かの 日常かられること アカル保入・製剤 では続けためるメ タート・フーンの情 第二級の音響が終年が高 近辺のの音響が終年が高 近辺のの音響が終年が高 近辺のの音響が終年が高 変更があった。					
の た、					
する。 その様、生然の 返済等が確実かつ 田常に行われることの状態と、強靭 で自動との表示 タットワークの電 電・報報時や電 遊遊等の管理が成 正かつか中の所に行 われ、長期的な 変更があった場合 安全収支の見通し の関連が多な中の で金収支の見通し には、子の身で の関連が多な中の で金収支の見通し には、子の身で の関連が多なで中の で金収支の見通し には、子の身で の関連が多なに変向 なして会変更に 当時でもかからや する。 医主変更に 当時でもからや する。 医主変更に 当時での解説、改 紫海域・変達を定 と関かすこと 一等のの解説、改 紫海域・変達を変更に 当時での解説、改 紫海域・変差をに 日本のの解説、改 紫海域・変達を対 日本のを受け 日本のを受け 日本のを受け 日本のを受け 日本の解説で 日本の解説で 日本の解説で 日本の解説で 日本の解説で 日本の解説で 日本の解説を受け 日本の解説で 日本の解説で 日本の解説で 日本の形式 日本の一大の形式 日本の一大の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の下の					
をの無、強悲の の気が平の発生素が一 日野にわわれることの担保と、			を図る。		
日常に行われることの金属を、					
との河保と、独樹 で信頼があるネットラン・クの場		返済等が確実かつ			
で何確定のあるネットワークの特		円滑に行われるこ			
ットワータの様 強性筋の管型が適 正かっか率的に行った。1 うな設立 投煙の確保の同 変更があった場合。 変数でありの部分では、長期的な 質量収支の見頭し の観点から効率的 がないことを検認がと対応 変がよったがでは、高速では、対象にととを検認が では対する現実責任 を果在すこと。 無利力・食種、利力・食種、利力・食種、利力・食種、 変になりない。 2 までのでは、高速 連絡・利力・食種、利力・食種、 の機にない後収するの他の 管型の内容、食付料 間、会社が複似する を無利力・食性のの他の 管型の内容、食付料 間、会社が複似する る本をの他の報子をの他の 管型の内容、食付料 間、会社が複似する る本をの数なびその治療が関係。 変がよりで表生が複似する。の物理が同時 をまずる。 をもに、これに 基づき、実務実施 別は「健康等の見」直したの他の 対や変形の情報を を対する。 をもに、これに 基づき、実務実施 別は「健康等の見」直したの他の 対や変形の情報を を対する。 をもいる、これに 基づき、実務実施 別は「健康等の見」 直したの他の 対や変形ので見 企業がある。 をもいる、これに 基づき、実務実施 別は「健康等は」 大きに、これに 基づき、実務実施 別は「健康等は」 大きに、これに 基づき、実務実施 別は「健康等は」 大きに、これに 基づき、実務実施 別は「健康等は」 大きに、これに 基づき、実務実施 別は「健康等は」 大きに、これに 基づき、実務実施 別は「健康等を とって、実務実施 別は「健康等を とって、実務実施 別は「健康等を とって、実務実施 別は「健康等を とって、これに 基づき、実務実施 別は「健康等を とって、実務実施 別は「健康等を とって、実際実施 別は「単立」、 という。以下 「爆帯 は 全 室的 実施計画ないう。 カ・第一様 構造 は 全 室的 実施計画ないう。		との担保と、強靭			
ットワータの構 強性配向の管理が適 にかっかすやはたしまりな設定 投資の確保の同 を更があった場合 の観点から効率的 が起いことを観点し の観点がもの影響的 では、その内容、 なには、その内容、 なには、ことを観点に大臣 がないことを報説、が悪いことを確認 では、対するも表明責任 を果在すこと。 要には、一名、ことを実現に では、対するの歌の とでは、「高度 当たっては、「高度 は 当たっては、「高度 は 当たっては、「高度 が 当たっては、「高度 当たっては、「高度 が 当 に を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を		で信頼性のあるネ			
連進格の管理が適 正かつ時的に行われるような投資 現像の確保の面立 を関係、その内容。 担当等をわかった 行名表し、海刺 が無いことを確認 が無いことを確認 が無い、後ろの所及 では、高速 落の 所及 で気 () は 一 当たっては、高速 落 () () () () () () () () () () () () ()					
正かつ効率的に行われたような投資 規例の確保の関立 なお、核更的な 意					
かれるような投資 短毛の確保の両立 を図る。 なお、傷定等の なお、長期的な 資金収支の見通し には、その内容、 で観点がもあからの一般で設定すでは が無いことを確認が が無いことを確認が で発表してによる。 を果たすこと。 のでは、高速 変化の研究が のでは、高速 変には対する説明責任 を果たすこと。 のでは、高速 変には対する説明責任 を果たすこと。 のでは、高速 変には対する説明責任 を果たすこと。 のでは、高速 変には対する説明責任 を果たすこと。 のでは、高速 変には対するの解説が のでは、多年の解説が のでは、多年の解説が のでは、多年の解説が のでは、多年の解説が のでは、多年の解説が のでは、多年の解説が のでは、多年の解説が のでは、多年の解説が のでは、多年のの解説が のでは、多年の解説が のでは、多年の解説が のでは、多年の解説が のでは、多年の解説が のでは、多年の解説が ののでは、 を紹示のようなでは、 を紹示のようなでは、 ののでは、 を紹示のようなでは、 ののでは、 ののでは、 変にある。 を必要の表して、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 を紹示のようなでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 を記述が、 ののでは、 とことに、これに をこと、これに をこと。 をことに、これに をこと。 をことに、これに をこと。 をことに、これに をこと。 をことに、これに をこと。 をことに、これに をこと。 をことに、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では					
「規模の確保の両立 を図る。 を図る。 なお、長期的な 変更があった場合。 変色収文の見通し には、その内容。、 成がの必要がととを確認 性の確然及が正とを確認と する。 名定変更に に対する説明責任 を実たすこと。 「としてに、高速 道能の所成、改 機、護門・総管の、 変色の内容、発行 が表のとび付別 間、会社が微収する の強度の内容、発行 が表のを及び貸付別 間、会社が微収する の強度期間(係者 引受限度履等の引。 直しても他の指置 を誘する。 さらに、これに 基づき、審務実施 計画(機構活者)。 を別で、これに 基づき、審務実施 があまり、これに 基づき、来務実施 があまり、これに よっき。、それる高速が構 本に ないう。以下同し。 を見直す。 を見直す。 を見直す。 を見直す。 を見直す。 を見直す。 を見で、とれて よっき。 なりのより、 を見で、とれて よっき。 なりのより、 を見で、とれて よっき。 なり、 を見で、とれて よっき。 なり、 を見で、とれて よっき。 なり、 を見で、とれて よっき。 なり、 を見で、とれて なり、 を見で、とれて なり、 を見で、とれて できまる。 を見で、とれて なり、 を見で、とれて はずきをの を見で、とれて なり、 を見で、 を表し、 を見で、 を表し、 を見で、 を表し、 を見で、 を表し、 を表し、 を見で、 を表し、 を表し、 を見で、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を見で、 を表し、 を表し、 を表し、 を表し、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を					
を図る。					
なお、長期的な 変更があった場合 には、その内容へ の動点から効率的 理由等をわかりや、な震衝波的に支障 すくな妻に、透明 する、協変変更に で対する取り責任 を果たすこと。					
変更があった場合。 頭面等をわかりや すく公表し、透明で が無いことを確認 が無いことを確認 が無いことを確認 が無いことを確認 が無いことを確認 で当たっては、高速 道路の新設、改 総・維持、修確、 炎者復日その他の 管理の内容、貸付期 間、会社が徴収す る社が徴収す る社が徴収す る人社が徴収す る人とが の後収期間、保務 引受限度額等の見 直しその他の計置 を確する。 。さらに、これに 、素づき、業務実施 計画(機構法常 1 項に現定す る業務実施計画を いう。以下に、 に規模を は、に対して 、会社が ないが、これに 、まづき、業務実施 計画(機構法常 1 項に現定す る業務実施計画を いう。以下 に対して 、会社が ないが、これに 、まづき、業務実施 計画 (2 年の他の計画 を認定して 、これに 、まづき、業務実施 、計画 (2 年の他の計画 を認定して 、これに 、まづき、実施実施 、計画 (2 年の他の計画 を認定して 、これに 、まづき、実施実施 、計画 (2 年の他の計画 を認定して 、これに 、まづき、実施実施 、まづき、実施実施 、まづき、実施 、まづき、実施 、まづき、まがまじまして 、これに 、まづき、実施 、まづき、まがまじまして 、これに 、まづき、実施計画 、など、変して 、これに 、まづき、実施実施 、まづき、実施計画 、など、変して 、まづき、まがまじまして 、まづき、まがまじまして 、まづき、まがまじまして 、まづき、まがまじまして 、まがまじまして 、まがまじまがまじまして 、まがまじまがまじませ 、まがまじまがまじます 、まがまじまがまじまがまじまがまじまがまじまがまた。 、まがまじまがまじまがまた。 、まがまじまがまた。 、まがまじまがまがまがまがまがまた。 、まがまじまがまがまた。 、まがまじまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがまがま) > United) > = =================================		
には、その内容。 選出等をおかりやすく会えし、透明 性の確保及び国責任 を果たすこと。 「語の新設、改 義、維持、修繕、 災害復旧その他の 管理別及び貸付別 間、会社が彼取びその徴収期間、(物質 引受服度額等の見 直しその他の措置 を請する。 さらに、これに 基づき、業務実施計画(後韓法族)は 条第1項に規定する業務実施計画(後海法)は 条第1項に規定する業務実施計画(2)を ・ で、これに を消する。 を言うと、これに とづき、変別を同じ、これに とが表の後、受所 の後、関連は関する を言うと、これに とが表の後、受験 の後、関連等の見 直しその他の情量 を言うと、これに とが書うる。 をおり、実施に ・ 第1項に規定する を表別、実施計画に、)を見直す。					
理由等をわかりや な債務返済に支障 が無いことを確認 が無いことを確認 が無いことを確認 が無いことを確認 が無いことを確認 が無いことを確認 が無いことを確認 が無い 放産変更に 当たっては、高速 道路の 新設、改 築、維持、修繕、 災害個 日本の他の 管理の内容、 役付 料の額及び貸付期 間、全社が教収する お料金の額及びその償収期間、 会社が教収する お料金の額及びその償収期間、 信務 引受限受額等の見 直 こその他の措置 を請する。 さらに、これに 基づき、業務支施 あっま、業務支施 財間 (報告:第1 日本 高速消路係 名 常 形実施 財 国 (報告:第1 日本 高速消路係 2 元 表 形実施 財 国 (報告:第1 日本 高速消路係 2 元 表 形実施 財 国 (報告:第1 日本 高速消路係 2 元 表 形実施 財 国 (報告:第1 日 上) を見直す。 「機構法」という。以下同じ、 を見直す。 「機構法」という。以下同じ、 を見直す。 「機械法」という。」第14 条第1 項に規定する 業務 実施計画をいう。。					
する公表し、 5円 が無いことを確認 する。協定変更に 当たっては、 高速 する。協定変更に 当たっては、 高速 道路の 新設、 改	には、その内容、	の観点から効率的	の観点から効率的		
性の確保及び国氏 さる。協定変更に 当たのでは、高速 当たのでは、高速 当たのでは、高速 当たのでは、高速 当後の新数、改 薬 維持、修繕、 災害復旧その他の 管理の内容、貸付 料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、係務 引受限度額等の見直立との他の者對 きまらに、これに 基づき、業務実施11会、さらに、これに 基づき、業務実施11本 条第1 無回 (機構法第14条第1 に規定する業務実施11両を いう。以下同じ。) を見直す。	理由等をわかりや	な債務返済に支障	な債務返済に支障		
に対する説明責任	すく公表し、透明	が無いことを確認	が無いことを確認		
意路の新設、改 策、維持、修繕、 災等復旧その他の 管理の内容、貸付 財間、会社が酸収すする料金の額及びその徴収期間間、会社が酸収すする料金の額及びその徴収期間、6 引受股質等の見 直しその他の措置 を語ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画(機構法第 14 名第1項に規定する業務実施計画(以立てする業務実施計画をいう。以下同じ。) を見直す。	性の確保及び国民	: する。協定変更に	する。協定変更に		
意路の新設、改 策、維持、修繕、 災等復旧その他の 管理の内容、貸付期間、会社が酸収する る料金の額及びその徴収期間、衛見受性の学問を審許る。 さらに、これに 基づき、業務実施計画(機構法第 14 条第1項「規定する業務実施計画(投資活産」でする業務実施計画をいう。以下同じ。) を見直す。	に対する説明責任	当たっては、高速	当たっては、高速		
築、維持、修繕、 災害復旧その他の 管理の内容、貸付 料の額及び貸付期 間、会社が複収寸 る料金の額及びそ の徴収期間、債務 引受限度額等の見 直しその他の措置 を請ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画(機構法第 14 余第1項に規定する 多業務実施計画をいう。以下同じ。) を見直す。					
災害復旧その他の 管理の内容、貸付 料の額及び貸付期 間、会社が徴収する料金の額及びそ の徴収期間、会社が徴収する数及びそ の徴収期間、会社が徴収する数及びそ の徴収期間、会社が徴収する数のでを の徴収期間、会社が徴収するとの他の措置 を講ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画(機構注第 1 条第1項に規定する業務実施計画を いう。以下同じ。) を見直す。 「機構法」という。第14条第1 項に規定する業務実施書のを いう。以下同じ。 を見直す。					
管理の内容、貸付 料の額及び貸付期 間、会社が徴収す る料金の額及びそ の徴収期間、債務 引受限度額等の見 直しその他の措置 を講ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画(機構法第 14 条第1項に規定する業務実施計画を いう。以下同じ。) を見直す。 「機構法」という。)第 14 条第 1 項に規定する業務 実施計画をいう。第 14 条第 1 項に規定する業務 実施計画をいう。					
料の額及び貸付期 間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務 引受限度額等の見 直しその他の措置 を講する。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画(機構法第 14 条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。) を見直す。					
間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、債務可受限度額等の見直しその他の措置を請する。 さらに、これに基づき、業務実施計画(機構法第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。)を見直す。					
 る料金の額及びその徴収期間、債務 引受限度額等の見直しその他の措置を講ずる。 さらに、これに基づき、業務実施計画(機構法第14条第1項に展する業務実施計画をいう。以下同じ。)を見直す。 本第1項に展する。 を財産する。 を発変を機構を指する。 でもに、これに基づき、業務実施計画をいう。以下同じ。)を見直す。 本額は道路保存する業務実施計画をいう。第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。 					
の徴収期間、債務 引受限度額等の見 直しその他の措置 を講ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画(機構法第 14 条第 1 項に規定する業務実施計画を いう。以下同じ。) を見直す。 の徴収期間、債務 引受限度額等の見 直しその他の措置 を講ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画(独立行政法 人日本高速道路保 有・債務返済機構 法(平成 16 年法 律第 100 号。以下 「機 構法」とい う。)第 14 条第 1 項に規定する業務 実施計画をいう。					
引受限度額等の見 直しその他の措置 を講ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画(機構法第 14 条第1項に規定する業務実施計画を いう。以下同じ。) を見直す。 引受限度額等の見 直しその他の措置 を講ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画(独立行政法 人日本高速道路保 有・債務返済機構 法(平成 16 年法 律第 100 号。以下 「機構法」とい う。)第 14 条第 1 項に規定する業務 実施計画をいう。					
直しその他の措置を講ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画 (機構法第 14 条第 1 項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。)を見直す。 直しその他の措置を講ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画 (独立行政法 人日本高速道路保 有・債務返済機構 法(平成 16 年法 律第 100 号。以下 「機構法」とい う。)第 14 条第 1 項に規定する業務 実施計画をいう。					
を講ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画 (機構法第 14 条第 1 項に規定する業務実施計画を いう。以下同じ。) を見直す。 を講ずる。 さらに、これに 基づき、業務実施 計画 (独立行政法 人日本高速道路保 有・債務返済機構 法(平成 16 年法 律第 100 号。以下 「機構法」とい う。)第 14 条第 1 項に規定する業務 実施計画をいう。					
さらに、これに 基づき、業務実施 計画(機構法第 14 条第 1 項に規定す る業務実施計画を いう。以下同じ。) を見直す。					
基づき、業務実施 計画(機構法第 14 条第 1 項に規定す る業務実施計画を いう。以下同じ。) を見直す。					
計画 (機構法第 14 条第 1 項に規定する業務実施計画を いう。以下同じ。) を見直す。		さらに、これに	さらに、これに		
条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。)を見直す。 本第1項に規定する業務実施計画をいう。)第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。		基づき、業務実施	基づき、業務実施		
条第1項に規定する業務実施計画をいう。以下同じ。)を見直す。 本第1項に規定する業務実施計画をいう。)第14条第1項に規定する業務実施計画をいう。		計画(機構法第 14	計画(独立行政法		
る業務実施計画を いう。以下同じ。)					
いう。以下同じ。) 法(平成 16 年法 を見直す。 2 (平成 16 年法 (株 株 注) という。) 5 (東 注) (本 注) (本 注)					
を見直す。 律第 100 号。以下 「機構法」とい う。)第 14 条第 1 項に規定する業務 実施計画をいう。					
「機構法」という。)第 14 条第 1 項に規定する業務 実施計画をいう。					
う。)第 14 条第 1 項に規定する業務 実施計画をいう。		で元旦り。			
項に規定する業務 実施計画をいう。					
実施計画をいう。					
以下同じ。)を見					
			以下同じ。)を見		

	直す。		
また、貸付料の	また、貸付料の		
額又は会社が徴収	額又は会社が徴収		
する料金の額が、	する料金の額が、		
機構法第 17 条に規	機構法第 17 条に		
定する貸付料の額	規定する貸付料の		
の基準又は道路整	額の基準又は道路		
備特別措置法(昭	整備特別措置法		
和 31 年法律第 7	(昭和 31 年法律		
	第 7 号。以下「措		
	置法」という。)		
23 条に規定する料	第 23 条に規定す		
金の額の基準に適	る料金の額の基準		
合しなくなったと	に適合しなくなっ		
	たと認める場合そ		
の業務等の適正か	の他の業務等の適		
つ円滑な実施に重	正かつ円滑な実施		
	に重大な支障が生		
	ずるおそれがある		
	場合においても、		
	必要に応じて、会		
	社と協議の上、協		
	定を変更するな		
	ど、適切な措置を		
る。	講ずる。		
なお、協定等の			
	変更があった場合		
には、その内容、			
	理由等をわかりや		
	すく公表し、透明		
	性の確保及び国民		
	に対する説明責任		
を果たす。	を果たす。		

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I — 2 — ④	高速道路事業 2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ④ 適切な債務残高管理		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第2号 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。)を行う こと。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第3号 次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧 に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済(返済のため の借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。)を行うこと。
当該項目の重要度、困難 度	【重要度:高】 適切に債務残高の管理を行い、有利子債務の早期の確実な返済に努めることが、民営化の基本的枠組みにおける目的の1つである「道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済」する上で重要であるため。	以是 / 3 次 水 川 画	

. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 定】	(財務情報及び	ド人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度			R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
【指標】 有利子債務残高(※1)	_	26.3 兆円	25.7 兆円					予算額(百万円) 決算額(百万円)	4, 153, 928 4, 143, 126			
【指標】 目標期間中の債務返済額 (※2)	_	6.5 兆円	1.8 兆円					経常費用(百万円) 経常利益(百万円)	1, 431, 879 498, 478			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,								行政コスト (百万円) 行政サービス実施コスト (百万円)	1, 432, 100			
								従事人員数	84			

※1現金預金、未収金、未払金等を考慮した債務残高(業務実施計画ベース)、※2収入と支出の収支差、基準値は中期目標策定時の令和4年度~令和7年度累計値 注)予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3.				系る自己評価及び主務力			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	機構は、承継債	承継債務及び会	承継債務及び会	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
	務及び会社から引	社から引き受けた	社から引き受けた	• 有利子債務残高	1) 高速道路の利用動向や金利動向の	評定 : B	
	き受けた債務の早	債務の早期の確実	債務の早期の確実	・目標期間中の債務	把握、交通量や料金収入に影響を与	・左記のとおり業	
	期の確実な返済を	な返済を実施する	な返済を実施する	返済額	える要因の分析を行うなど、債務返	務を実施し、計	
	実施するため、債	ため、金利、交通	ため、金利、交通		済の見通しについてできる限り定量	画を達成してい	
	務返済の見通しに	量等の変動を常時	量等の変動を常時	<その他の指標>	的に把握することを通じて、適切な	るためBとす	
	ついて、できる限	注視し、債務返済	注視し、債務返済	適切な債務残高の	債務の残高の管理に努めた。	る。	
	り定量的に把握	の見通しについて	の見通しについて	管理			
	し、特定更新等工	できる限り定量的	できる限り定量的		・特定更新等工事に係る債務をその他	<課題と対応>	
	事に係る債務をそ	に把握することを	に把握することを	<評価の視点>	の債務と区分した協定変更を行い、	特になし	
	の他の債務と区分	通じて、特定更新	通じて、特定更新	・債務残高の管理を	適切な債務の残高の管理に努めた。		
	した上で常時適切	等工事に係る債務	等工事に係る債務	適切に行っている	(9月、1月、3月)		
	な債務の残高の管	をその他の債務と	をその他の債務と	か。			

に留意すること。

(指標)

- 有利子債務残高
- ・目標期間中の債 務返済額

留意する。

また、中期目標 構の有利子債務残 値)となることを を図り、一方で、 国民負担の最小化 的に低利での円滑 な資金調達に努め 返済などにより、

1) 全国路線網に 1) 全国路線網 属する高速道路 (機構法第 13 条 第2項に規定す る全国路線網に 属する高速道路 をいう。以下同 じ。) に係る有利 子債務について は、毎事業年度 末における機構

理に努めるととも | 区分した上で適切 | 区分した上で適切 | に、次に掲げる点 な債務の残高の管 な債務の残高の管 理に努めるととも「理に努めるととも に、次の1)~ に、次の1)~ 5) に掲げる点に 3) に掲げる点に 留意する。

また、令和4年 期間に会社から引し度に会社から引き き受ける有利子債 | 受ける有利子債務 務額 8.2 兆円を含 額 2.3 兆円を含 め、当該期間の期 め、令和4年度末 末時点における機 時点における機構 の有利子債務残高 高は28.2 兆円 (中 は 27.4 兆円 (令 期目標期間の期首 和4年度の期首時 時点における業務│点における業務実 実施計画の計画 施計画の計画値) となることを見込 見込んでおり、貸しんでおり、貸付料 付料及び占用料そし及び占用料その他 の他の収入の確保 の収入の確保を図 り、一方で、国民 負担の最小化を図 を図るため、安定しるため、安定的に 低利での円滑な資 金調達に努めると るとともに、長期ともに、長期的な 的な資金収支の見」資金収支の見通し 通しを踏まえた債 を踏まえた債券の 券の発行年限の設│発行年限の設定や 定や資産帰属計画 資産帰属計画の活 の活用といった資 用といった資金収 金収支マネジメン 支マネジメントに トによる効率的な「よる効率的な返済 などにより、徹底 徹底した業務コストの トの縮減を進め 縮減を進める。

1)全国路線網に に属する高速道 属する高速道路 路(機構法第 13 (機構法第 13 条第2項に規定 条第2項に規定 する全国路線網 する全国路線網 に属する高速道 に属する高速道 路をいう。以下 路をいう。以下 同じ。)に係る有 同じ。)に係る有 利子債務につい 利子債務につい ては、毎事業年 ては、令和4年 度末における機 度末における機

・長期的な資金収支 の見通しを踏まえ た債券の発行年限 の設定や資産帰属 計画の活用といっ た資金収支マネジ メントが行えてい るか。

2)業務実施計画においては、貸付料 収入が計画値を 2,467 億円 (13%) 上回る 2 兆 983 億円、債務返済額 (収支差) は1兆7,600億円会社か らの債務引受額(有利子債務分)が 計画を 1 兆 2,189 億円 (52%) 下回 る 1 兆 1.213 億円となったことなど から、R 4 (2022) 年度末時点にお ける有利子債務残高は、計画値 27 兆 4,007 億円に対して 25 兆 6,524 億円となった。

※債務引受額が計画を下回った要因 としては、主に供用時期の見直し等 によるものである。

- 3)全国路線網、首都高速道路、阪神 高速道路に係る令和4 (2022) 年度 末における機構の有利子債務残高 は、いずれも民営化時点における承 継債務の総額を下回った。
- 4)業務実施計画の対象となる高速道 路ごとの債務(全国路線網に属する 高速道路にあっては、NEXCO3 社及び本四会社から徴収する貸付料 を充てて返済を行う債務の額を会社 ごとに試算した額)返済の令和4 (2022) 年度期首における達成状況 を把握し、計画、実績及びその差を 差異の理由を付して、透明性の観点 から記者発表及びホームページによ り公表した。(8月)
- 5) 過去3ヵ年に引き続き、東日本高 速道路株式会社とともに「道路資産 帰属計画」を国土交通大臣に申請 し、認可を得た。
- ・効果的な債務残高管理・効率的な資 金調達につながる債務償還及び資金 調達の平準化に資する「道路資産帰 属計画」による債務引受に継続的に 取り組んだ。

の債務の残高が	構の債務の残高	構の債務の残高	
民営化時点にお	が民営化時点に	が民営化時点に	
ける承継債務の	おける承継債務	おける承継債務	
総額を上回らな	の総額を上回ら	の総額を上回ら	
いこと。	ないこと。	ないこと。	
	2) 首都高速道路	-	
(高速道路株式	(高速道路株式	• •	
会社法(平成 16	会社法(平成 16	式会社法(平成	
年法律第 99	年法律第99号。	16 年法律第 99	
号。以下「道路	以下「道路会社	号。以下「道路	
会社法」とい	法」という。)第	会社法」とい	
う。)第5条第2	5条第2項第2	う。)第5条第2	
項第2号に定め	号に定める高速	項第2号に定め	
る高速道路をい	道路をいう。以	る高速道路をい	
	下同じ。)及び阪		
う。以下同じ。) 及び阪神高速道	神高速道路(道	及び阪神高速道	
路(道路会社法	路会社法第5条	路(道路会社法	
第5条第2項第	路云紅伝第3条 第2項第5号に	第5条第2項第	
	第 2 頃 第 3 号 に 定める高速道路	第 5 条 第 2 頃 第 5 号 に 定 め る 高	
東道路をいう。	をいう。以下同	速道路をいう。	
		以下同じ。)に係	
るそれぞれの有	じ。) に係るそれ ぞれの有利子債	るそれぞれの有	
利子債務につい		利子債務につい	
	務については、		
ては、毎事業年 度末における機	毎事業年度末に おける機構の債	ては、令和4年 度末における機	
構の債務の残高	務の残高が民営 化時点における	構の債務の残高	
が民営化時点に	•	が民営化時点に	
おける承継債務	承継債務の総額		
の総額を極力上	を極力上回らないたる奴はスス	の総額を極力上 回らないよう努	
回らないよう努力	いよう努めるこ	,	
めること。	と。 2) タ ム 4 が 章	めること。	
	3) 各会社が高		
速道路の新設、	速道路の新設、		
改築等に要する	改築等に要する		
費用に充てるた	費用に充てるために合われたま		
めに負担した債	めに負担した債		
務について機構	務について機構		
が各会社から引した。	が各会社から引きるはる類(拗		
き受ける額(機	き受ける額(機構は第19条第1		
構法第 12 条第	構法第12条第1		
1項第5号又は	項第5号又は第		
第7号の規定に	7号の規定によ		
よる無利子貸付し	る無利子貸付け		
けにより行う災し	により行う災害		
害復旧に要する	復旧に要する費		
費用に係るもの	用に係るものを		
を除く。)は、そ	除く。)は、それ		
れぞれ各会社か	ぞれ各会社から		
ら徴収する貸付	徴収する貸付料		

料を充てて返済	を充てて返済す				
	ることができる				
	範囲内であるこ				
,	単四円 (0) 3 こ と。				
	全国路線網				
	に属する高速道				
	路にあっては、				
	•				
	東日本高速道路				
	株式会社、中日 本高速道路株式				
	—				
	会社、西日本高 速道路株式会社				
	及び本州四国連				
	絡高速道路株式				
	会社から徴収す				
	る貸付料を充て				
	て返済を行う債				
	務の額を会社ご				
	とに試算し、各				
	会社から徴収す				
·	る貸付料を充て				
	て行われるそれ				
	ぞれの返済の達し				
	成状況を把握し				
	し、その内容を				
	公表すること。				
し、各会社の経					
営責任の明確化					
を図ること。	人园吸纳网	0) # 36 15 15 31			
5) 全国路線網 5		3) 業務実施計			
	に属する高速道	画の対象となる			
	路以外の高速道	高速道路ごとの			
	路にあっては、	債務(全国路線			
	業務実施計画の対象となる高速	網に属する高速 道路にあって			
	道路ごとの債務	は、東日本高速			
	について、各会	道路株式会社、			
	社から徴収する	中日本高速道路			
	貸付料を充てて	株式会社、西日			
	行われるそれぞ	本高速道路株式			
	れの返済の達成	会社及び本州四			
	状況を把握し、	国連絡高速道路			
	その内容を公表	株式会社から徴			
	すること。	収する貸付料を			
返済の達成状況	/ · a C C o	充てて返済を行			
を把握し、その		う債務の額を会			
内容を公表する		社ごとに試算し			
こととし、各会		た額)につい			
社の経営責任の		て、各会社から			
上〜/ 日月日〜/		C 17 TT TT 10 TT 1	<u> </u>		

|--|

4. その他参考情報 特になし

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I — 2 —⑤	高速道路事業 2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ⑤ 会社からの引受債務		
業務に関連する政策・施 策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項 機構は、高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第五十一条第二項から第四項 までの規定により機構に帰属する時において、前条第一項の認可を受けた業務実施計 画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認 可業務実施計画」という。)に定められた機構が会社から引き受ける新設、改築、修 繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が当該高速道路の 新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け なければならない。
当該項目の重要度、困難 度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年デー	ータ											
①主要なアウト	①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(定】	財務情報及び	が人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度			R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし								予算額(百万円)	4, 153, 928			
								決算額(百万円)	4, 143, 126			
								経常費用(百万円)	1, 431, 879			
								経常利益(百万円)	498, 478			
								行政コスト(百万円)	1, 432, 100			
								行政サービス実施コスト(百万円)	_			
								従事人員数	84			

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
					業務実績	自己評価				
	機構が、会社か	会社から引き受	会社から引き受	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定			
	ら引き受ける債務	ける債務の額は、	ける債務の額は、	特になし	1) 令和3 (2021) 年度に債務引受の	評定: B				
	の額は、対象とな	対象となる道路資	対象となる道路資		あった高速道路の新設、改築、修繕、	・左記のとおり業				
	る道路資産に対	産に対し、適正な	産に対し、適正な	<その他の指標>	災害復旧事業及び特定更新等工事につ	務を実施し、計				
	し、適正なもので	ものであるととも	ものであるととも	会社からの引受債	いて、当該年度における各事業の債務	画を達成してい				
	あるとともに、道	に、道路資産が機	に、道路資産が機	務の適正性	引受限度額と債務引受額の差額とその	るためBとす				
	路資産が機構に帰	構に帰属する場合	構に帰属する場合		理由を透明性の観点から記者発表する	る。				
	属する場合には、	には、当該資産の	には、当該資産の	<評価の視点>	とともにホームページにより公表し					
	当該資産の内容の	内容の確認を適正	内容の確認を適正	会社からの債務の	た。(8月)	<課題と対応>				
	確認を適正に実施	に実施する。	に実施する。	引き受け額は、対象		特になし				
	すること。			となる道路資産に対	2) 令和4 (2022) 年度の債務引受					
				して適正なものか。	(有利子債務及び無利子債務) につい					
					て、1 兆 1,273 億円 (新設・改築					
					3,661 億円、修繕 5,353 億円、災害復					
					旧 159 億円、特定更新等工事 2,101 億					
					円)の債務引受契約を行った。会社か					

	ら債務を引き受ける際には、平成 17	
	(2005) 年 10 月に各会社と締結した	
	「高速道路資産の機構への帰属・債務	
	の引受の運用について」に基づき作成	
	された事業費内訳等の書類により、引	
	受額が適正な額であることを確認する	
	とともに、資産管理作業マニュアルに	
	基づき、チェックシートを活用しつ	
	つ、書類、現地の写真等により道路資	
	産の内容を適切に確認した。	
	,	
	3) 月次資産データについて、資産管	
	理作業マニュアルに基づき、内容を	
	確認した。	
	PERU O / CO	
	4) 道路資産について、機構保有承継	
	資産の現地確認実施マニュアルに基	
	づき、計画どおり 15 箇所の現地確	
	認を実施した。	
	即でで大地 した。	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
I — 2 —⑥	高速道路事業 2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済 ⑥ 効率的な債務返済のための資金調達							
業務に関連する政策・施 策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第22条第1項 機構は、第十二条第一項第二号及び第三号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本高速道路保有・債務返済機構債券(以下この章において「債券」という。)を発行することができる。					
当該項目の重要度、困難 度	【重要度:高】 民営化の基本的枠組みにおける目的の1つである「道路関係四公団合計で 約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済」を遂行するために は、できる限り支払利子の圧縮に努める必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー						

2. 主要な経年デー												
①主要なアウト	①主要なアウトプット(アウトカム)情報								(財務情報及び	バ人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度			R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし								予算額(百万円)	4, 153, 928			
								決算額 (百万円)	4, 143, 126			
								経常費用(百万円)	1, 431, 879			
								経常利益(百万円)	498, 478			
								行政コスト(百万円)	1, 432, 100			
								行政サービス実施コスト(百万円)	_			
								従事人員数	84			

3. 各事業	美年度の業務に	上係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務大	、 臣による評価		
中	期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	
債務	返済に係る	債務返済に係る	債務返済に係る	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
借換資	金等の資金	借換資金等の資金	借換資金等の資金	特になし	1) 令和4(2022) 年度は、長期的な	評定: A	
調達は	こ当たって	調達に当たって	調達に当たって		資金収支を見通し、国民負担の最小	・長期的な資金収	
は、長	期的な観点	は、長期的な資金	は、長期的な資金	<その他の指標>	化の観点から、各年度の債務償還の	支を見通して年	
から、	将来の借換	収支を見通し、将	収支を見通し、将	金利上昇リスクの	平準化を図るため、新たな年限の中	度間の債務償還	
えに伴	羊う金利上昇	来の借換えに伴う	来の借換えに伴う	軽減、支払利子の圧	期債を発行したほか、将来の借換え	の平準化を図っ	
リスク	の軽減や効	金利上昇リスクの	金利上昇リスクの	縮	に伴う金利上昇リスクの軽減にも資	たほか、新たに	
率的な	:債務返済を	軽減や効率的な債	軽減や効率的な債		する超長期債の発行については、資	年度内の債務償	
継続的	」に行うため	務返済を継続的に	務返済を継続的に	<評価の視点>	金借換需要が継続的に見込まれない	還の平準化を図	
の適切	」な調達年限	行うための適切な	行うための適切な	・市場環境を踏ま	年度を見極めオッド年限も活用して	ることにより、	
の設定	で調達手段	調達年限の設定や	調達年限の設定や	え、必要資金を安	発行した。令和5 (2023) 年度につ	資金マネジメン	
の選定	を行うこと	調達手段の選定を	調達手段の選定を	定的かつ確実に調	いては、令和4 (2022) 年度と同	トを前進させ	
により	、支払利子	行うことに加え、	行うことに加え、	達できているか。	様、直近の長期的な資金収支見通し	た。	
の圧縮	話に努めるこ	積極的なIR活動	積極的なIR活動	・適切な調達年限の	を踏まえたうえで資金調達計画を策		
と。		を通じた市場との	を通じた市場との	設定や調達手段の	定した。	・IRにおいて	
		対話によって投資	対話によって投資	選定を行っている		は、中期債も含	

家の維持拡大に努 家	家の維持拡大に努 か	7 °	2) また、年度内の債務償還にもバラ	めて新たに 100	
│	めるなど市場との ・会	社と資産帰属計	ツキ(主に6月、9月、12月、3月	件の新規投資家	
リレーション等を リ	リレーション等を 画	の活用や会社発	に集中)がある状況を踏まえ、令和	(前中期目標期	
確保し、資金調達 確	確保し、資金調達 行	「債券の発行年限	4 (2022) 年度の資金調達において	間も含めて最	
力を維持すること フ	力を維持すること 等	Fの調整が行われ -	は、調達する債券の償還月の設定変	大)を獲得し、	
により、支払利子 に	により、支払利子 て	こいるか。	更を行うほか、各会社に対しては従	低利で安定的に	
┃	の圧縮に努める。		来の債券発行等の年限調整に加えて	調達する資金調	
さらに、資産帰 さらに、資産帰	さらに、資産帰		償還月の調整も併せて行うことによ	達力の向上を図	
	属計画の活用や会		り、年度内の債務償還の平準化を進	った。新たに財	
	社発行債券の発行		めた。	政融資資金の預	
年限等の調整を行 年限等の調整を行 年			· · -0	入先をはじめ機	
	うため、会社との		3) 令和4 (2022) 年度の I R におい	構の情報資源を	
	資金調達に関する		ては、コロナ禍において訪問が制限	活用して投資家	
	情報共有及び共通		される中で、Web会議・対面会議	開拓に努めた。	
	課題の検討等を実		等を駆使して活動を行った。令和4	投資家の需要を	
	施する。		(2022) 年度よりソーシャルボンド	精緻に把握する	
			の発行を開始することから、ESG	ことでオッド年	
			債への関心を示す投資家の一層の取り	限での発行も実	
			込みのため、リピートが期待できる	現した。	
			投資家への定期購入の働きかけや投	91070	
			資家需要の精緻な把握によるオッド	・調達額を調整す	
			年限の提案など戦略的かつ積極的な	る起債運営を新し	
			IR活動等を実施した。これにより	る 起 慎 連 呂 と 初 た に 導 入 す る ほ	
			100 件(中央、地方銀行、地方公共	か、年間の資金	
			団体等)の新規投資家を獲得した。	調達スケジュー	
			また、財政融資資金の預入先や機構	ルの積極的な公	
			ホームページへのアクセス元への接	表を計画するこ	
			触を行うなど新たな取り組みも行っ	とにより、令和	
			た。	5 (2023) 年度	
			4) 人玩 4 (0000) 左京の次人署法に	の巨額な資金調	
			4) 令和4 (2022) 年度の資金調達に	達に向けてより	
			おいては、事前に認可を受けた額を	低利で安定的に	
			大幅に超える需要が生じた時期があ	確保する仕組み	
			った一方、金利上昇を警戒した投資	を構築した。	
			控えなど調達が困難な時期もあっ	A # /	
			た。このような調達ができないリス	• 令和 4 (2022)	
			クを軽減させるため、巨額になる令	年度の資金調達	
			和 5 (2023) 年度の資金調達におい	について、資本	
			ては、従来の平準的な調達を意識し	市場専門メディ	
			つつも、認可申請額以内を前提に、	アが選定する	
			需要に応じて調達を可能(増額分の	「財投機関債部	
			スプレッドは増額前と同等のスプレ	門の年間ベスト	
			ッドに限る)とするなどの弾力的な	ディール特別	
			起債運営を計画した。また、投資家	賞」を受賞(平	
			の投資計画に組み込んでもらうた	成 29 年(2017)	
			め、年間の資金調達スケジュール	度以来の受賞)	
			(年限別) の積極的な公表を計画し	した。市場環境	
			た。	が厳しい中、投	
			※令和5年4月に公表済	資家の需要を見	

	極め適正な水準
	で資金調達した
	ことが市場参加
	者から評価され
	た。(配信記事
	https://c-
	eye. co. jp/eq/to
	pics-eq/66803)
	pres eq, ecces,
	これらを踏まえ
	て A 評 価 と す
	る。
	<課題と対応>
	・特になし

4. その他参考情報 特になし

1. 当事務及び事業に関す	ける基本情報		
I-3, 4	高速道路事業 3 会社に対するスマートICの整備及び首都高速道路又は阪神 4 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	高速道路の新設、改築又は修繕の	りための無利子貸付け
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号 首都高速道路(道路会社法第五条第二項第二号に定める高速道路をいう。以下同じ。)の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金又は阪神高速道路(同項第五号に定める高速道路をいう。以下同じ。)の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第5号 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第6号 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路(高速道路を除く。)とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビュ ー	

2. 主要な経年デー	ータ										
①主要なアウト	プット(アウトカム)情報						②主要なインプット情報 (定 】	財務情報及び	が人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし							予算額(百万円)	4, 153, 928			
							決算額 (百万円)	4, 143, 126			
							経常費用(百万円)	1, 431, 879			
							経常利益(百万円)	498, 478			
							行政コスト(百万円)	1, 432, 100			
							行政サービス実施コスト(百万円)	_			
							従事人員数	84			

3	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己語	評価	主務大臣による評価					
					業務実績	自己評価						
	3 機構が国から	3 国から交付さ	3 国から交付さ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定					
	交付されるスマー	れるスマートIC	れるスマートIC	特になし	1) スマートIC整備のための補助金	評定: B	,					
	トICの整備のた	の整備のための補	の整備のための補		については、国、NEXCO3社及	・左記のとおり業						
	めの補助金及び国	助金及び国又は首	助金及び国又は首	<その他の指標>	び本四会社と協力し、効率的な事務	務を実施し、計						
	又は首都高速道路	都高速道路若しく	都高速道路若しく	無利子貸付けの遅	手続に努め、遅滞なく会社に対し無	画を達成してい						
	若しくは阪神高速	は阪神高速道路に	は阪神高速道路に	滞なき実施	利子貸付けを実施した。	るためBとす						
	道路に係る出資地	係る出資地方公共	係る出資地方公共			る。						
	方公共団体から交	団体から交付され	団体から首都高速	<評価の視点>	2) 首都高速道路及び阪神高速道路に							
	付される首都高速	る首都高速道路又	道路又は阪神高速	補助金が交付され	係る新設等の費用に充てるため国及							
	道路又は阪神高速	は阪神高速道路の	道路の新設、改築	た場合に、会社に対	び出資地方公共団体から交付された	<課題と対応>						

			,			
道路の新設、改築	新設、改築又は修	又は修繕のための	する無利子貸付けを	出資金について、国、出資地方公共	特になし	
又は修繕のための	繕のための出資金	出資金又は補助金	遅滞なく行っている	団体及び首都高速・阪神高速会社と		
出資金又は補助金	又は補助金につい	が交付された場合	カュ。	協力し、効率的な事務手続に努め、		
について、国等と	て、国等と緊密な	には、会社による		遅滞なく会社に対し無利子貸付けを		
緊密な連携の下、	連携の下、これら	事業が速やかに実		実施した。		
これらの資金を財	の資金を財源とし	施されるよう、				
源とした会社に対	た会社に対する適	国、当該出資地方		3) 首都高速道路に係る日本橋区間地		
する適切な無利子	切な無利子貸付け	公共団体及び会社		下化事業の費用に充てるため東京都		
貸付けの貸付計画	の貸付計画を協定	と協力し、効率的		から交付された補助金について、東		
		な事務手続に努め		京都及び首都高速会社と協力し、効		
	に、当該出資金又	· ·		率的な事務手続に努め、遅滞なく会		
		なく会社に対し無		社に対し無利子貸付を実施した。		
	· ·	利子貸付けを実施				
	社による事業が速					
	やかに実施される					
	よう、国、当該出					
	資地方公共団体及					
慮し、遅滞なく会						
	効率的な事務手続					
	に努めることと					
と。	し、遅滞なく会社					
<u> </u>	に対し無利子貸付					
	けを実施する。					
その際 機構け	その際、機構は	その際、機構は				
	協定で定めた貸付					
	計画等に基づき実					
		施する事業につい				
		ては、適時進捗状				
	況を確認すること					
		を通じて、会社の				
		計画的な事業実施				
	を促すとともに、					
	課題が生じた場合	課題が生じた場合				
		には、国、当該出				
	資地方公共団体及					
	び会社と協力して					
適切に対応するこ		適切に対応する。				
と。						
	4 国又居者教育	 4 国又は首都高		災害復旧事業費補助金に関する事案		
		4 国久は自郁局 速道路若しくは阪		次音復口事業負補助金に関する事業 は該当がなかった。		
		世間を担めた係る日出資地方公共団体				
	山貧地方公共団体 から災害復旧に要					
		する費用に充てる				
		資金の一部に充て				
	るべきものとして	=				
	·	補助金が交付され				
		た場合には、会社				
は、芸任による速	による速やかな災	による速やかな災				

	I	1		1	
やかな災害復旧及	害復旧及び安全か	害復旧及び安全か			
び安全かつ円滑な	つ円滑な交通の確	つ円滑な交通の確			
交通の確保に資す	保に資するよう、	保に資するよう、			
るよう、事務手続	国、当該出資地方	国、当該出資地方			
の効率化に配慮	公共団体及び会社	公共団体及び会社			
し、遅滞なく会社	とも協力し、効率	とも協力し、効率			
に対し無利子貸付	的な事務手続に努	的な事務手続に努			
けを実施するこ	めることとし、遅	めることとし、遅			
と。	滞なく会社に対し	滞なく会社に対し			
	無利子貸付けを実	無利子貸付けを実			
	施する。	施する。			

4. その他参考情報 特になし

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I — 5	高速道路事業 5 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用。	の縮減を助長するための仕組み	
業務に関連する政策・施 策			独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第8号 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用 の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。
当該項目の重要度、困難 度		関連する政策評価・行政事業レビュ ー	

2. 主要な経年デー	ータ										
①主要なアウト	プット (アウトカム) 情報						②主要なインプット情報 (定】	財務情報及び	が人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし							予算額(百万円)	4, 153, 928			
							決算額(百万円)	4, 143, 126			
							経常費用(百万円)	1, 431, 879			
							経常利益(百万円)	498, 478			
							行政コスト(百万円)	1, 432, 100			
							行政サービス実施コスト(百万円)	_			
							従事人員数	84			

3.	各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務力	で臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	① コストの縮減	① コストの縮減	① 協定に基づ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
	は国民負担の軽減	は国民負担の軽減	き、会社の経営努	特になし	1)助成委員会を開催し(12 月)、経	評定: B	
	に寄与するもので	に寄与するもので	力による高速道路		営努力要件に適合すると判断された	・左記のとおり業	
	あり、その成果は	あり、その成果は	の新設、改築及び	<その他の指標>	4件の認定を行い、これらにより約		
	国民に還元される	国民に還元される	修繕に要する費用	・助成制度の適正な	20 億円のコスト縮減が見込まれてい	画を達成してい	
	べきものであるこ	べきものであるこ	の縮減を助長する	運用。	る。	るためBとす	
	とから、会社が、	とから、会社が、	ための仕組みにつ	・運用状況の透明性		る。	
	適正な品質や管理	適正な品質や管理	いて、「高速道路の	の向上。	2) これまでに経営努力要件適合性を		
	水準を確保した上	水準を確保した上	新設等に要する費		認定したもののうち、支払い要件を	<課題と対応>	
	で経営努力による	で高速道路の新	用の縮減に係る助	<評価の視点>	満たした 15 件について、助成金	特になし	
	高速道路の新設、	設、改築及び修繕	成に関する委員会」	・助成制度を適正に	(約 12 億円) を交付した。		
	改築、維持、修繕	に係る債務引受額	(以下「助成委員	運用しているか。			
	その他の管理に要	の縮減を行うよ	会」という。) の審	・会社が積極的に制	3) 令和4 (2022) 年度に開催した助		
	する費用の縮減を	う、協定におい	議を行う等、適正	度を活用できるよ	成委員会の議事概要、委員会資料を		
	行うよう、会社に	て、会社の経営努	な運用を行い、会	うな取組みを行っ	透明性の観点からホームページに掲		
	·		社の更なる経営努	ているか。	載し、透明性の向上を図った。ま		
	に運用するととも	縮減額の一部に相	力による費用の縮	・制度を通じて新技	た、助成制度の適正な運用及びこれ		
			減を促すととも	術の開発につなが	までの助成委員会で審議された新技		
		て、会社に対して		っているか。	術等を検索・閲覧できるシステムを		
			縮減や、会社にお	・開発された新技術	通じて、機構がリーダーシップを持		
	価値の向上等を図	を適正に運用する	ける安全性や資産	が他の工事等でも	って、各会社に対して新技術等の活		

るための技術開発	とともに、更なる	価値の向上等を図	適用されている	用、標準化を含め、コスト縮減の取		
等が促され、会社	コスト縮減や、会	るための技術開発	カ。	組への積極的な活用を促した。		
	社における安全性		-			
	や資産価値の向上			4)より活用しやすい助成制度となる		
	等を図るための技			よう修繕事業における事務手続きや		
	術開発等が促さ			助成金の交付申請手続きの改善つい		
行うこと。		方について検討を		て検討を行い運用手続きの改善を行		
117000	より活用しやすい			った。		
	制度となるよう運			J1C0		
		額を固定すること				
		(料金収入の実績				
	て検討を行う。					
		による増減を除				
	額を固定すること					
	により、維持、修					
	繕その他の管理に					
	要する費用(債務					
	引受額に係るもの					
	を除く。)の縮減	· ·				
	が、直接会社の業					
	績に反映される仕					
	組みとし、協定の					
	適切な見直しを通					
		果を国民に還元す				
	民に還元する。	る。				
	② 助成対象額の					
算定及び助成対象	算定及び助成対象	算定及び助成対象				
技術の標準化の促	技術の標準化の促	技術の標準化の促				
進については、開	進については、開	進については、開				
発された新技術を	発された新技術を	発された新技術を				
他の工事等に適用	他の工事等に適用	他の工事等に適用				
する方法について	する方法について	する方法について				
更なる検討を行	も更なる検討を行	も更なる検討を行				
い、過去の助成案	い、過去の助成案	い、過去の助成案				
件を踏まえて適切	件を踏まえて適切	件を踏まえて適切				
に実施するととも	に実施するととも	に実施するととも				
に、透明性の向上	に、透明性の向上	に、透明性の向上				
を図ること。	を図る。	を図る。				
	③ 本制度につい	③本制度について				
ては、高速道路が	ては、高速道路が	は、高速道路が果				
果たすべき役割を	果たすべき役割を	たすべき役割を踏				
	踏まえ、カーボン					
	ニュートラルやデ					
	ジタル化に関する					
	取組のように、我					
		国全体として進め				
	めている政策につ					
	いて、会社におけ					
	るより積極的な取					
	組につながるよう					
一一 声に フはかるよう	心に フながるよう	トレンなどのより				

に	上に 重かる改善の	に、更なる改善の		
	一に、 文はる以音の	に、文はの以音の		
投乳を行る とし	かまたったる	かまたる		
検討を行うこと。	(快討を1) 2。	検討を行う。		

4. その他参考情報		
特になし		

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
I — 6	高速道路事業								
1 0	6 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務								
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第9号会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法 (昭和三十一年法律第七号)及び災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号)に基づき当該高速道路についてその道路管理者(道路整備特別措置法第二条第三項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)の権限の代行その他の業務を行うこと。						
当該項目の重要度、困難 度		関連する政策評価・行政事業レビュー							

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット	①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)【高速道路勘定】				速道路勘
指標等	達成目標		基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
【定量目標】 特殊車両通行許可支援 システムの運用開始後 の年間平均事務処理期		10.5日 (標準処理期間 の2分の1)	21 日 (標準処理期 間)	9.8日				予算額(百万円) 決算額(百万円) 経常費用(百万円)	4, 153, 928 4, 143, 126 1, 431, 879			
間	更新申請許可	7日 (標準処理期間 の2分の1)	14 日 (標準処理期 間)	5.9 日				経常収益(百万円) 行政コスト(百万円) 行政サービス実施コスト(百万円) 従事人員数	498, 478 1, 432, 100 — 84			

3. 各事業年度の業務	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価				
① 道路整備特別	1 ① 措置法に基づ	① 措置法に基づ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定			
措置法(昭和31年	く道路管理者の権	く道路管理者の権	特殊車両通行許可	1)特殊車両通行許可支援システム等	評定: A				
法律第7号)に基	限の代行その他の	限の代行その他の	支援システムの年間	による事務効率化	1) 会社が窓口と				
づく道路管理者の	業務について、会	業務について、会	平均事務処理期間に	・会社が窓口となり機構が許可する特	なり機構が許可				
権限の代行その他	社その他の関係機	社その他の関係機	ついては、引き続	殊車両通行許可について、平成 30	する特殊車両通				
の業務について、	関と密接な連携を	関と密接な連携を	き、標準処理期間の	(2018) 年度に運用を開始した特殊	行許可について				
会社その他の関係	図りつつ、適正か	図りつつ、適正か	2分の1に短縮す	車両通行許可支援システム等に加え	は、既存の特殊				
機関と密接な連携	うの効率的に実施す	つ効率的に実施す	る。(標準処理期	て、オンライン申請システムを構築	車両通行許可支				
を図りつつ、適正	き る。	る。	間:新規・変更申請	し、令和4 (2022) 年4月1日から	援システムに加				
かつ効率的に実施	į.		許可 21 日、更新申	運用を開始。入力作業の削減、ペー	え、オンライン				
すること。			請許可14 日)	パーレス化等の事務の簡素化によ	申請を令和4				
また、その事務	また、その事務	また、その事務		り、手続期間(受理日から許可日ま	(2022) 年4月				
手続のあり方につ	手続のあり方につ	手続のあり方につ	<その他の指標>	で)を短縮した。	から開始し、オ				
いては、継続的に	いては、継続的に	いては、継続的に	①権限代行その他	※令和3 (2021) 年度:10.5日	ンライン申請シ				
点検を行い、道路	≒点検を行い、道路	点検を行い、道路	の業務について	→令和4 (2022) 年度:9.8日	ステムの活用に				
管理事務の効率	管理事務の効率	管理事務の効率	・行政措置の実施状		より、事務の効				
化、限度超過車両	i 化、限度超過車両	化、限度超過車両	況	・一方で、以下のとおり申請者の利便	率化・手続きの				
の通行の許可等の	の通行の許可等の	の通行の許可等の	・制度の運用状況	性も向上した。	迅速化を進め				

導入及び改良によ 導入及び改良によ ン化等を進めるこしと化等を進める。

な運用がなされる | な運用がなされる | な運用がなされる よう努めること。

また、限度超過 車両の通行の許可│車両の通行の許可│車両の通行の許可 に当たっては、国 に当たっては、国 に当たっては、国 と連携して、令和しと連携して、令和 4年4月1日から 4年4月1日から 運用開始予定であ 運用開始予定であ 運用開始予定であ る「限度超過車両」る「限度超過車両」 の新たな通行確認 の新たな通行確認 の新たな通行確認 制度」の利用促進|制度」の利用促進|制度」の利用促進 を図り、手続の更 を図り、手続の更 なる迅速化に努め なる迅速化に努め ること。

反車両の削減目 標を設定するこ とに加え、会社 に自動軸重計等 の計画的な、活 用整備を促すな ど、国及び会社 と連携し、取締 りの強化を図る こと。

よう努める。

上記取組を通じ 許可支援システム の1に短縮する。 (標準処理期間: 請許可 14 日)

また、限度超過

2) 車両制限令違 2) 車両制限令違 2) 車両制限令違 反車両の削減目 標を設定するこ とに加え、会社 に自動軸重計等 の計画的な整 備、活用を促す など、国及び会 社と連携し、取 締りの強化を図 る。

申請者の負担の軽 申請者の負担の軽 申請者の負担の軽 | 等を図るため、引 等を図るため、引 等を図るため、引 き続きシステムの | き続きシステムの | き続きシステムの 導入及び改良によ る手続のオンライ | る手続のオンライ | る手続のオンライ | <評価の視点> ン化等を進める。

1)特殊車両通行 1)特殊車両通行 1)特殊車両通行 許可支援システム | 許可支援システム | 許可支援システム 等については、会 | 等については、会 | 等については、会 社と連携し、適切│社と連携し、適切│社と連携し、適切 よう努める。

> 上記取組を通じ て、特殊車両通行 て、特殊車両通行 許可支援システム の年間平均事務処しの年間平均事務処 理期間について 理期間について は、引き続き、標|は、引き続き、標 準処理期間の2分 準処理期間の2分 の1に短縮する。 (標準処理期間: 新規・変更申請許 | 新規・変更申請許 可 21 日、更新申 可 21 日、更新申 請許可 14 日)

> > また、限度超過 と連携して、令和 4年4月1日から る「限度超過車両 を図り、手続の更 なる迅速化に努め

反車両の削減目 標を設定するこ とに加え、会社 に自動軸重計等 の計画的な整 備、活用を促す など、国及び会 社と連携し、取 締りの強化を図 る。

- ・業務の効率化
- 減・利便性の向上 | 減・利便性の向上 | 減・利便性の向上 | ②車両制限令違反車 両の取締り強化

- ・会社と連携しつ つ、行政権限が適 正かつ円滑・効率 的に実施できた か。
- ○職場や自宅等から 24 時間申請可
- ○窓口への申請書類の郵送不要(許 可申請から許可証受取りまでの期 間が4~5日程度短縮)
- ○許可証の電子発行により、車両へ の許可証の常備が簡便
- ・オンライン申請システム利用促進の | ため、機構・会社によるポスター広 報、機構特車許可パンフレットの更 新による周知、利用状況を踏まえた システム改修を行うなど利用率の向し 上を図り、導入当初7%(令和4 (2022) 年4月) であったオンライ ン申請率を 67% (令和 5 (2023) 年 3月)にまで引き上げた。
- ・また、国が実施する特殊車両通行確 認制度(新特車制度)についても、 会社向け説明会を実施、機構ホーム ページに掲載するなど周知を行っ た。
- 2) 法令違反車両への対応の強化
- ・平成27(2015)年度に車両制限令違 反車両への対応を強化した新たな枠 | 組みの下で、会社が実施する違反車 両の取締りと連携して、指定する筒 | 所からの流出、積載物分載・減載、 通行の中止命令、悪質な重量超過を 行った者の即時告発などを実施し た。また、積荷が落下し、事故につし ながるおそれのある車両(積載不適) 当車両) に対し、通行の中止命令な どを行った。
- ※令和4 (2022) 年度実績
- 一措置命令書発出 1,473 件
- 【令和3 (2021) 年度実績:1,285 件】
- 基準の2倍超過車両の告発2件
- 【令和3 (2021) 年度実績:2件】
- 警告書発出件 492 件
- 【令和3 (2021) 年度実績: 426件】
- -是正指導実施件67件
- 【令和3 (2021) 年度実績:40件】

・また、重量違反車両等へのさらなる 対応強化のため、課題解決に効果的 た。

・また、オンライ ン申請システム の利用促進を図 り、オンライン 申請率を 67% (令 和 5 (2023) 年3 月)にまで引き 上げることがで きた。これによ り、申請者の利 便性向上,郵送 期間短縮を実現 した。

- 2) 車両制限令違 反車両への対応 の強化
- 会社とのコミ ュニケーション を丁寧に重ね、 有効な取締方法 の横展開を進め た。また、業界 団体と共同で軸 重超過の違反車 両に向けた注意 喚起を実施。新 型コロナウイル スの影響下にあ っても取締りを 継続して行い、 違反者に対する 措置命令書等を 発出した。
- 重量制限超過 車両による道路 橋等の損傷を予 防するため、自 動軸重計を活用

- 3) 高速道路上の 落下物につい て、会社と連携 しつつ、物流事 業者等へ重両の 積載の事前点検 の強化を促すと ともに、早期発 見・早期回収に 向けた体制強化 等を図ること。
- 4) 大雪時の対応 について、会社 と連携しつつ、 物流事業者等に 冬用タイヤ・チ ェーン装着の事 前点検の強化を 促すとともに、 大規模滞留の発 生を防ぐための 予防的通行止め を含む早期の通 行規制やその早 期解除等の実施 に向け、関係機 関との連絡体制 の強化等を図る こと。
- 5) 占用入札制度 を積極的に運用 し、高架下の有 効活用等に努め ること。
- ② 通行止めに係 ② 通行止めに係 ② 通行止めに係 る情報等の機構が | る情報等の機構が | る情報等の機構が 把握する各種の情 | 把握する各種の情 | 把握する各種の情 報を、利用者の利 報を、利用者の利 報を、利用者の利 便の向上につなが | 便の向上につなが | 便の向上につなが るよう会社や他の るよう会社や他の るよう会社や他の 道路管理者とも連|道路管理者とも連|道路管理者とも連 携しつつ、積極的 携しつつ、積極的 携しつつ、積極的 にその活用を図る | にその活用を図 | にその活用を図 こと。

- 3) 高速道路上の 落下物につい て、会社と連携 しつつ、物流事 業者等へ車両の 積載の事前点検 の強化を促すと ともに、早期発 見・早期回収に 向けた体制強化 等を図る。
- 4) 大雪時の対応 について、会社 と連携しつつ、 物流事業者等に 冬用タイヤ・チ ェーン装着の事 前点検の強化を 促すとともに、 大規模滞留の発 生を防ぐための 予防的通行止め を含む早期の通 行規制やその早 期解除等の実施 に向け、関係機 関との連絡体制 の強化等を図
- 5) 占用入札制度 を積極的に運用 し、高架下の有 効活用等に努め る。
- る。

- 3) 高速道路上 の落下物につい て、会社と連携 しつつ、物流事 業者等へ重両の 積載の事前点検 の強化を促すと ともに、早期発 見・早期回収に 向けた体制強化 等を図る。
- 4) 大雪時の対 応について、会 社と連携しつ つ、物流事業者 等に冬用タイ ヤ・チェーン装 着の事前点検の 強化を促すとと もに、大規模滞 留の発生を防ぐ ための予防的通 行止めを含む早 期の通行規制や その早期解除等 の実施に向け、 関係機関との連 絡体制の強化等 を図る。
- 5) 占用入札制度 を積極的に運用 し、高架下の有 効活用等に努め る。
- る。

な施策、好事例の共有や課題検証な ど取締り手法の拡大、特車許可証を 入れることにより許可条件の確認に 役立つクリアファイルの業界団体へ の配布、他道路管理者との連絡調整 会議や合同取締りなどについて、関 係機関と連携して実施した。また、 全日本トラック協会や日本貨物運送 協同組合連合会の業界団体と共同 で、啓発活動を実施した。

- ・さらに、重量超過車両に対する指導 強化のため、自動軸重計を活用した 指導取締りの運用開始(令和5 (2023) 年4月1日) に向けた準 備・調整を着実に実施した。
- ○指導取締内容・運用の検討、国土 交通省、警察庁、会社との調整
- ○全日本トラック協会他関係機関に 取締内容を事前説明
- ○機構及び会社によるホームページ 公表
- 3) 占用入札や未利用地売却の推進、 不法占用の解消
- ホームページの活用や現地での看板 設置により入札参加者への情報提供 を行うことで入札占用の誘引を図っ
- ・4件の占用入札を実施した結果、通 年ベースでは約9,000万円(今後20 年分) の占用料の増収となった。
- · 都道首都高速 2 号線 (港区赤羽橋区) 間)をはじめ、3箇所の高架下等利 用計画を策定し、ホームページにて 公表した。
- ・不法占用(60件)の解消について、 国・会社と協議を重ね、21 件の解消 を図った。

した指導取締り の運用開始準備 を着実に行っ

3) 占用入札につ いて、現地での 広報用看板の設 置、ホームペー ジでの広報内容 の改善、問合せ への丁寧な対応 (様式作成方法 等)などの取組 みにより、複数 応札が増え、占 用料収入全体で 年間 24 億円程度 のところ、約 9,000 万 (今後 20 年分) の増収 を達成した。さ らに、不法占用 (60 件) につい ても国・会社と 連携し、21 件の 解消を図った。

	4) 通行の禁止措置の迅速な実施	4) 有事の対応と	
	・近年の予想を超えた大規模災害時	して、災対法区	
	(台風、大雪、強風、地震など)に	間指定により速	
	ついて会社や関係機関と連携して、	やかに滞留車の	
	通行止め基準等の検討を行った。	排除をするた	
		め、雪のシーズ	
	・災対法区間指定により速やかに滞留	ン前に会社との	
	車の排除をするため、雪のシーズン	手続き確認や災	
	前に会社との手続き確認や災対法適		
	用訓練(8回)を実施。	(8回)を実施	
		し、迅速かつ適	
	・地震や大雨の場合には、会社からの		
	通行止めの措置の要請とそれに対す		
	る機構の措置を行っておく仕組みに		
	基づき、基準値に達した時点で速や		
	かに通行止めを実施した。		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	これとも財子ら	
	基準値に達した件数:計53件(地震		
	2件、大雨 51件)	てA評価とす	
		る。	
		<課題と対応>	
		・特になし	

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I —8	鉄道事業 8 本州四国連絡鉄道施設に係る業務		
業務に関連する政策・施 策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第2項 一 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。 二 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させること。 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。
当該項目の重要度、困難 度		関連する政策評価・行政事業レビュ	

2.	主要な経年データ											
	①主要なアウトプット	(アウトカム) 情報						②主要なインプット情報(財務情報及び	バ人員に関す	る情報)【鉄	道勘定】
	指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
	特になし							予算額(百万円)	3, 694			
								決算額(百万円)	2, 794			
								経常費用(百万円)	8, 387			
								経常利益(百万円)	1, 499			
								行政コスト(百万円)	9, 104			
								行政サービス実施コスト(百万円)	_			
								従事人員数	84			

注)予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

						住/ 「昇領、伏昇領は又山領を記	「戦。平位不同男グロで。
3.	各事業年度の業務に	係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務力	大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
						鉄道事業の評定:	
						(I-8のみ。):	
						В	
						【細分化した項目	
						の評定の算術平	
						均】	
						(B3点×1項	
						目) ÷1項目=3	
						⇒算術平均に最も	
						近い評定は「B」	
						評定である。	
						※算定にあたって	
						は評定毎の点数	
						を、 S : 5 点、	
						A:4点、B:3	
						点、 C : 2 点、	
						D:1点としてい	
						る。	

本州と四国を連 絡する鉄道施設の | 絡する鉄道施設の | 絡する鉄道施設の | 管理を適切に行う 管理については、 こと。

独立行政法人鉄道 | 独立行政法人鉄道 | <その他の指標> 建設·運輸施設整 建設·運輸施設整 備支援機構からの | 備支援機構からの | 適切な実施 交付金等を得つ一交付金等を得つ つ、本州四国連絡 つ、本州四国連絡 <評価の視点> ため、適切に行 ため、適切に行 したか。

なお、本州四国 施すること。

また、本四備讃線 また、本四備讃線 また、本四備讃線 の維持修繕に係る一の維持修繕に係る 費用等は、利用料 | 費用等は、利用料 | 費用等は、利用料 として鉄道事業者 として鉄道事業者 から確実に徴収す」から確実に徴収す ること。

本州と四国を連

なお、本州四国 連絡橋(本四備讚 連絡橋(本四備讚 連絡橋(本四備讚 線)(以下「本四備 | 線)(以下「本四備 | 線)(以下「本四備 讃線」という。)の「讃線」という。)の「讃線」という。)の 耐震補強事業につ | 耐震補強事業につ | 耐震補強事業につ いては、着実に実 | いては、着実に実 | いては、着実に実 施する。

本州と四国を連一<主な定量的指標> 特になし

管理については、

なお、本州四国

の維持修繕に係る

として鉄道事業者

から確実に徴収す

施する。

鉄道施設の管理の

高速道路株式会社 | 高速道路株式会社 | 施設等の安全管理の の協力を得て、安│の協力を得て、安│実施や適切な点検を 全かつ円滑な列車 | 全かつ円滑な列車 | 行えるよう関係先と の運転を確保する「の運転を確保する」協力し、適切に実施

<主要な業務実績>

- 1) JR西日本及びJR四国と締結し | 評定: B た協定の管理区分に基づき、機構が一・左記のとおり業 管理を行うこととなっている鉄道施 | 設について、「本州と四国を連絡す る鉄道施設の管理に関する協定」 (基本協定)に基づき、「本州と四 国を連絡する鉄道施設の管理に係る 委託料の額に関する令和4年度協 定」を締結し本州四国連絡高速道路 株式会社に委託するとともに、独立 行政法人鉄道建設 • 運輸施設整備支 援機構からの交付金を得て、IR四 国に係る鉄道施設の改修に必要な資 金を負担することにより、管理を適 切に行った。
- 2) 本四備讃線(児島・宇多津間)の 共用部鉄道専用施設及び鉄道単独部 における耐震補強事業については、 耐震補強工事を行うJR四国との間 で、基本的な枠組みを定めた「本四 備讃線(児島・宇多津間)の耐震補 強工事に関する協定」、「本四備讃 線鉄道施設耐震補強工事(第2期) の実施に関する施行協定書」に基づ き、「本四備讃線鉄道施設耐震補強 工事(第2期)の実施に関する年度 協定書(令和4年度)」を締結し、 着実に実施した。
- 3) JR西日本、JR四国とそれぞれ 「本四備讃線(茶屋町・児島間)の 鉄道施設の利用料の額に関する協 定」、「本四備讃線(児島・宇多津 間) の鉄道施設の利用料の額に関す る協定」を締結し、令和4 (2022) 年度分の利用料3億6百万円を確実 に徴収した。(3月)

<評定と根拠>

務を実施し、計 画を達成してい るためBとす る。

評定

<課題と対応>

・特になし

4. その他参考情報

予算額と決算額との乖離は、本年度予定していた本四備讃線の補修・更新計画の一部を点検結果等に基づき翌年度以降に実施することとしたためである。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I — 9 —①	9 業務遂行に当たっての取組 ① 高速道路事業の総合的なコストの縮減		
業務に関連する政策・施 策		当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第8号会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業レビュ	
度		<u> </u>	

2. 主要な経年デー	ータ										
①主要なアウト	プット (アウトカム) 情報						②主要なインプット情報 (定】	財務情報及び	が人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし							予算額(百万円)	4, 153, 928			
							決算額(百万円)	4, 143, 126			
							経常費用(百万円)	1, 431, 879			
							経常利益(百万円)	498, 478			
							行政コスト(百万円)	1, 432, 100			
							行政サービス実施コスト(百万円)	_			
							従事人員数	84			

注)予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3 各事業年度の業務に	. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	主務大臣に	こよる評価								
				業務実績	自己評価									
協定の締結又は	協定の締結又は	協定の締結又は	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定								
見直しに際して	見直しに際して	見直しに際して	特になし	・協定の見直しにあたり、高速道路の	評定: B									
は、高速道路の新	は、高速道路の新	は、高速道路の新	<その他の指標>	新設、改築、維持、修繕、災害復旧	・左記のとおり業									
設、改築、維持、	設、改築、維持、	設、改築、維持、	会社の継続的かつ	その他の管理について、これらに係	務を実施し、計									
修繕、災害復旧そ	修繕、災害復旧そ	修繕、災害復旧そ	自律的な効率化の促	るコスト縮減努力が図られるよう工	画を達成してい									
の他の管理につい	の他の管理につい	の他の管理につい	進	夫するとともに、引き続き、助成制	るためBとす									
て、会社の継続的	て、会社の継続的	て、会社の継続的	<評価の視点>	度を通じて、会社の継続的かつ自律	る。									
かつ自律的な効率	かつ自律的な効率	かつ自律的な効率	協定の見直しにあ	的な効率化を促した。										
化を促すよう措置	化を促し、これら	化を促し、これら	たり、会社のコスト		<課題と対応>									
すること。	に係るコスト縮減	に係るコスト縮減	縮減努力が図られる		特になし									
	努力が図られるよ	努力が図られるよ	よう工夫されている											
	う工夫する。	う工夫する。	カゝ。											

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I — 9 — ②	9 業務遂行に当たっての取組		
)	② 高速道路の利用促進		
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第11号
策		(個別法条文など)	前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業レビュ	
度		-	

2. 主要な経年デー	ータ										
①主要なアウト	プット(アウトカム)情報						②主要なインプット情報 (定】	財務情報及び	が人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし							予算額(百万円)	4, 153, 928			
							決算額(百万円)	4, 143, 126			
							経常費用(百万円)	1, 431, 879			
							経常利益(百万円)	498, 478			
							行政コスト(百万円)	1, 432, 100			
							行政サービス実施コスト(百万円)	_			
							従事人員数	84			

注)予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3. 各事業年度の業務に	工係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務力	で臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
債務の返済に要	債務の返済に要	協定に基づき、	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
する費用等を貸付	する費用等を貸付	必要な高速道路網	特になし	1) 高速道路網の整備として、新東名	評定: B	'
期間内に償う前提	期間内に償う前提	の整備と併せ、よ		高速道路(伊勢原大山 I C~新秦野	・左記のとおり業	
で、必要な高速道	で、必要な高速道	り高速道路の利用	<その他の指標>	IC)12.8km が新規供用となった。	務を実施し、計	
路網の整備と併	路網の整備と併	を促進する施策を	会社による高速道		画を達成してい	
せ、より高速道路	せ、より高速道路	推進するよう会社	路の利用促進施策の	2) 国の補助金を活用したスマート I	るためBとす	
の利用を促進する	の利用を促進する	に促す。	促進	C 7 箇所を新規事業として協定及び	る。	
施策を推進するよ	施策を推進するよ			業務実施計画書に追加した。(9		
う会社に促すこ	う会社に促す。		<評価の視点>	月)	<課題と対応>	
と。			高速道路の利用促		特になし	
なお、高速道路	なお、高速道路	なお、高速道路	進施策の推進を会社	3)7箇所のスマートICの供用を開		
利便増進事業につ	利便増進事業につ	利便増進事業につ	に促しているか。	始した。(4月、7月、8月、9		
いて、交通状況、	いて、会社と協力	いて、会社と協力		月)		
減収額、利用者の	して交通状況、減	して交通状況、減				
利便性等を把握	収額、利用者の利	収額、利用者の利		4) 多様で弾力的な料金施策として、		
		便性等を把握し、		会社が実施した高速道路の利用促進		
計画の変更を行い	必要に応じて計画	必要に応じて計画		のための企画割引について、届出を		
つつ、効果的に運	の変更を行いつ	の変更を行いつ		受理し内容を確認した。(企画割引		
用すること。	つ、効果的に運用	つ、効果的に運用		の実施:38件※)		
	する。	する。		※件数は会社毎に重複する場合があ		
				る		

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
I - 9 - ③ 9 業務遂行に当たっての取組 ③ 利用者サービスの向上等		
業務に関連する政策・施策	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。 独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第11号前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
当該項目の重要度、困難度	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年デー	ータ										
①主要なアウト	プット(アウトカム)情報						②主要なインプット情報 (定】	財務情報及び	が人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし							予算額(百万円)	4, 153, 928			
							決算額(百万円)	4, 143, 126			
							経常費用(百万円)	1, 431, 879			
							経常利益(百万円)	498, 478			
							行政コスト(百万円)	1, 432, 100			
							行政サービス実施コスト(百万円)	_			
							従事人員数	84			

注)予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

						在/	領を記載。単位不何切り指し。	
3	. 各事業年度の業務に	1係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務力	た臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣は	こよる評価
					業務実績	自己評価		
	利用者の安全性	利用者の安全性	利用者の安全性	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
	や利便性等の向上	や利便性等の向上	や利便性等の向上	特になし	・ネットワークの機能拡充等による生	評定: B		
	を図るため、ネッ	を図るため、ネッ	を図るため、ネッ		産性の向上、ETC専用化につい	・左記のとおり業		
	トワークの機能拡	トワークの機能拡	トワークの機能拡	<その他の指標>	て、会社の計画的かつ効率的な実施	務を実施し、計		
	充等による生産性	充等による生産性	充等による生産性	利用者の安全性や	を促すよう、協定の見直し時に措置	画を達成してい		
	の向上、耐震対	の向上、耐震対	の向上、耐震対	利便性等の向上	を行った。(3月)	るためBとす		
	策、暫定2車線区	策、暫定2車線区	策、暫定2車線区			る。		
	間の対策、逆走対	間の対策、逆走対	間の対策、逆走対	<評価の視点>	ETC2.0 について、アウトカム指			
	策、大雪時の対策	策、大雪時の対策	策、大雪時の対策	高速道路の検討課	標の中期目標を踏まえた年度の目標	<課題と対応>		
	等の安全確保、E	等の安全確保、E	等の安全確保、E	題について、国及び	値の設定を行うなど、普及促進が図	特になし		
	TC専用化などに	TC専用化などに	TC専用化などに	会社と一体となって	られるよう会社と一体となって取り			
	ついて、協定の締	ついて、協定の締	ついて、協定の締	取り組んでいるか。	組んだ。			
	結又は見直しに際	結又は見直しに際	結又は見直しに際					
	して、会社の計画	して、会社の計画	して、会社の計画		SA・PAにおける利用者サービス			
	的かつ効率的な実	的かつ効率的な実	的かつ効率的な実		の充実として、「高速道路SA・P			
	施を促すよう措置	施を促すよう措置	施を促すよう措置		Aにおける利便性向上に関する検討			
	するとともに、会	するとともに、会	するとともに、会		会」にて、駐車マスの拡充、情報技			

社	が	関	連	事	業	に	J
り	実	施	す	る	S	A	•
Р	A	を	活	用	L	た	죝
光	振	興	Þ	物	流	関	仔
者	等	^	0)	支	援	,	坩
域	活	性	化	0)	取	組	ع
連	携	を	図	る	$\overset{\succ}{\smile}$	と	0
ま	た	,	Е	T	С	2	
0	0)	普	及	促	進	•	泎
用	等	Þ	高	速	道	路	S
ス	テ	ム	0)	海	外	輸	Н
な	ど	,	今	後	0)	高	返
道	路	0)	検	討	課	題	63
2	, \	て	,	玉	及	び	£
社	と		体	と	な	つ	7
取	ŋ ;	組	to.	_ (上。		
	さ	5	に	,	機	構	•
\triangle	壮	が	ᇎ	右	7	ス	冱

会社が所有する資 取り組むこと。

よ│社が関連事業によ│社が関連事業によ り実施するSA・ 観│PAを活用した観│PAを活用した観 係 | 光振興や物流関係 | 光振興や物流関係 地│者等への支援、地│者等への支援、地 と|域活性化の取組と|域活性化の取組と 連携を図る。ま 連携を図る。ま た、ETC2. 0 た、ETC2. 0 舌┃の普及促進・活用┃の普及促進・活用┃ シ│等や高速道路シス│等や高速道路シス 出 | テムの海外輸出な | テムの海外輸出な 速│ど、今後の高速道│ど、今後の高速道 こ | 路の検討課題につ | 路の検討課題につ 会 | いて、国及び会社 | いて、国及び会社 て | と一体となって取 | と一体となって取 り組む。

さらに、機構・ 産について、一層 | 会社等が所有する | 会社等が所有する の活用が図られる | 資産について、一 よう柔軟な運用を | 層の活用が図られ | 層の活用が図られ 検討するなど、S るよう柔軟な運用 るよう柔軟な運用 A・PA におけ を検討するなど、 る利用者サービス SA・PA にお SA・PA にお の充実に向けて会 | ける利用者サービ | ける利用者サービ 社と連携しながら一スの充実に向け一スの充実に向け て、国及び会社として、国及び会社と 連携しながら取り 連携しながら取り

組む。

り実施するSA・

り組む。

さらに、機構・ 資産について、一 を検討するなど、 組む。

術を活用した混雑状況の情報提供等 といった具体的な対策を取りまとめ

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I — 9 —(4)	9 業務遂行に当たっての取組		
1 9 🖫	④ 調査・研究の実施		
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第11号
策		(個別法条文など)	前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業レビュ	
度		-	

2. 主要な経年デー	-タ											
①主要なアウト	プット(アウトカム)情報						②主要なイン 定】	/プット情報	(財務情報及び	が人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度			R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし							予算額(百万	「 円)	4, 153, 928			
							決算額(百万	5円)	4, 143, 126			
							経常費用(百	百万円)	1, 431, 879			
							経常利益(百	百万円)	498, 478			
							行政コスト	(百万円)	1, 432, 100			
							行政サービス実施	コスト(百万円)	_			
							従事人員数		84			

注)予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3	. 各事業年度の業務に	各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣による評価					
					業務実績	自己評価						
	高速道路事業や	高速道路事業や	高速道路事業や	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定					
	業務上の諸課題、	業務上の諸課題、	業務上の諸課題、	特になし	・自動運転等の新たな潮流に対する海	評定: B						
	高速道路における	高速道路における	高速道路における		外の高速道路の動向について、シン	・左記のとおり業						
	自動運転の実装等	自動運転の実装等	自動運転の実装等	<その他の指標>	クタンクにて調査を実施し、その成	務を実施し、計画						
	の新たな課題に関	の新たな課題に関	の新たな課題に関	調査研究の実施及	果について有識者や会社が参加する	を達成しているた						
	し、大学等の研究	し、大学等の研究	し、大学等の研究	びその情報提供の状	「高速道路SA・PAにおける利便	めBとする。						
	機関とも適宜連携	機関、国及び会社	機関、国及び会社	況	性向上に関する検討会」にて、関係							
	しつつ、調査・研	とも適宜連携して	とも適宜連携して		機関に情報提供した。	<課題と対応>						
	究を実施するとと	調査・研究を実施	調査・研究を実施			特になし						
	もに、その成果が	するとともに、そ	するとともに、そ									
	広く活用されるよ	の成果については	の成果については									
	う、会社をはじめ	広く活用されるよ	広く活用されるよ	機関に情報提供され								
	関係機関に情報提	う、会社をはじめ	う、会社をはじめ	ているか。								
	供すること。	関係機関に情報提	関係機関に情報提									
		供する。	供する。									

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
I — 9 —(5)	9 業務遂行に当たっての取組		
1 9 9	⑤ 環境への配慮		
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第11号
策		(個別法条文など)	前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業レビュ	
度		<u> </u>	

2. 主要な経年デー	-タ											
①主要なアウト	プット(アウトカム)情報						②主要なイン 定】	/プット情報	(財務情報及び	が人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度			R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし							予算額(百万	「 円)	4, 153, 928			
							決算額(百万	5円)	4, 143, 126			
							経常費用(百	百万円)	1, 431, 879			
							経常利益(百	百万円)	498, 478			
							行政コスト	(百万円)	1, 432, 100			
							行政サービス実施	コスト(百万円)	_			
							従事人員数		84			

注)予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3	. 各事業年度の業務に	工係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務力	で臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣に	こよる評価
					業務実績	自己評価		
	会社に対し、高	会社に対し、高	会社に対し、高	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
	速道路の整備・管	速道路の整備・管	速道路の整備・管	特になし	・ネットワーク整備、4車線化を実施	評定:B		
	理や料金施策等の	理や料金施策等の	理や料金施策等の		し、道路照明のLED化について協	・左記のとおり業		
	実施に際して、環	実施に際して、環	実施に際して、環	<その他の指標>	定への反映を実施した。また、カー	務を実施し、計画		
	境の保全と創造に	境の保全と創造に	境の保全と創造に	特になし	ボンニュートラルへの対応につい	を達成しているた		
	配慮するよう促す	配慮するよう促	配慮するよう促		て、「高速道路SA・PAにおける	めBとする。		
	こと。	す。	す。	<評価の視点>	利便性向上に関する検討会」にて会			
				高速道路におい	社と連携して検討を実施した。	<課題と対応>		
				て、環境に資する取		特になし		
				り組みが行われるよ				
				うに会社に促してい				
				るか。				

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1-9-6 9 業務遂行に当たっての取組	
6 デジタル化の推進	
業務に関連する政策・施工の対象を施工の対象を表現し、主義の対象を表現し、当該事業実施に係る根拠の対象を表現し、独立行政法人高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第1	1号
策 (個別法条文など) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。	
当該項目の重要度、困難	
度	

2. 主要な経年デー	ータ										
①主要なアウト	プット(アウトカム)情報						②主要なインプット情定】	f報(財務情報及で	び人員に関す	る情報)【高	速道路勘
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度		R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
特になし							予算額(百万円)	4, 153, 928			
							決算額(百万円)	4, 143, 126			
							経常費用(百万円)	1, 431, 879			
							経常利益(百万円)	498, 478			
							行政コスト(百万円)	1, 432, 100)		
							行政サービス実施コスト(百万F	円) —			
							従事人員数	84	:		

注)予算額、決算額は支出額を記載。単位未満切り捨て。

3	・各事業年度の業務は	工係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務力	(臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	資産保有者とし	新技術の活用や	新技術の活用や	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
	て、新技術の活用	道路交通データの	道路交通データの	特になし	・デジタル化の推進では、高速道路に	評定 : B	
	や道路交通データ	デジタル化等を促	デジタル化等を促		関する各種データを高速道路全体と	・左記のとおり業	
	のデジタル化等を	進するとともに、	進するとともに、	<その他の指標>	して適切に管理できるよう DX 関係	務を実施し、計画	
	促進するととも	デジタル化の推進		特になし	者会議に出席し、国及び会社と連携	を達成しているた	
		に向けた会社間連			して取り組んだ。	めBとする。	
		携に努める。特に			・7月の全国道路施設点検データベー		
			管理に係る3次元	・道路交通データの	スの有料サービス開始時には、点検	•	
		•	データの仕様の統		データベースの帰属資産を整理し、	特になし	
			ーなど、デジタル	進するとともに、	国・会社を支援した。		
			技術を活用しなが				
			ら、高速道路に関	に向けて会社と連			
			する各種データを	携が図れている			
		高速道路全体とし		か。			
		て適切に管理でき		・高速道路に関する			
		るよう国及び会社		各種データを適切			
		と連携して取り組		な管理・活用に向			
			むとともに、一般	けて、国及び会社			
		•	道路を含む道路全	と連携が図れてい			
		体のデータの活用		るか。			
		を念頭に置きなが		・PMOを設置し、			
	体のデータの活用	ら、他の道路管理	ら、他の道路管理	情報システムの適			

理 の が の の の の の の の と の の の を の の の を の の を の の の を の の の を の の の の の の の の の の の の の	に積極的に努め、 を表示をでは、 を表示をでででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	者にる 庁報及な12ルりに検とテ及の積 に デしムの令日だいの制をにの デレムの令日定のの制す報なで が 12 24 円 12 次の 神球などの が 12 次の 神球などの が 12 次の 神球などの が 12 次の 神球などの 地域を で 15 で 16 が 17 が 18 が 18 が 19 が 19 が 19 が 19 が 19 が 19	を行っているか。	・機構が保有する情報システムの最適 化を図るため、令和4(2022)年度 においては現在のシステム構成を整 理し現状を把握した。また、適切な システム整備を検討するため、令和 5(2023)年度にPMOを設置すべ く、準備を進めた。			
---	---	---	----------	--	--	--	--

業務実績等報告書様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(<u>業務運営の効率化に関する事項</u>、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関す	. 当事務及び事業に関する基本情報								
II-1, 2, 3, 4	1 組織運営の効率化、2 一般管理費の縮減、3 調達等合理化	Lの取組の推進、4 業務評価の実施							
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業レビュ							
度									

2. 主	要な経年データ							
評価	T対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	,, L — > , (> ,)	第5期中期目標期間の最終年度 63,233	65, 868	53, 172				
上記	E削減率	令和3年度に比べ、中期目標 期間最終年度までに 4%以上 削減		19.3%				
入札委員	f標】 L・契約手続運営 員会における契約 π検率	_	100% (令和3年度点検率)	100%				

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	 平価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
1 機構は、効率	1 効率的な業務	1 必要最小限の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
的な業務運営が行	運営を行うために	組織として設置し	一般管理費削減率	・機構に期待される役割を果たすため	評定: B	
われるようその組	機動的な組織運営	た総務部、経理	入札・契約手続運	に取組むべき課題を明確化(「業務	・左記のとおり業	
織を整備するとと	を図り、高速道路	部、企画部、関西	営委員会における契	の見える化」)し、分担する各部の	務を実施し、計	
もに、業務や組織	に係る道路資産の	業務部の4部によ	約点検率	課題と各職員の業務目標を紐づけた	画を達成してい	
の在り方について	保有及び貸付け、	り、組織運営の効		具体的かつ実効可能な行動計画(ア	るためBとす	
継続的に点検を行	債務の返済等の業	率化に努めるとと	<その他の指標>	クション)の策定及び半期ごとの進	る。	
い、機動的に見直	務の実施におい	もに、ICT等を	組織運営の効率化	捗確認による業務上の課題共有の取		
しを実施するこ	て、社会経済情勢	活用したさらなる		組を機構内で定着させ、業務の効率		
と。	の変化に的確に対	業務改善を図る。	<評価の視点>	的な運営に努めた。	<課題と対応>	
	応する。		業務運営が必要最		特になし	
	このため、組織		小限の組織で効果	・コロナ禍を契機として、育児・介護		
	の運営について、		的、効率的に行われ	を含めた多様なニーズに対応できる		
	以下のとおり取り		ているか。	働き方を継続した。		
	組むとともに、業			なお、育児・介護を含めた多様なニ		
	務や組織の在り方			ーズに対応できる働き方への転換		
	について継続的に			は、働き方改革の取組みとして、今		
	点検を行い、機動			後も継続していく予定である。		
	的に見直しを行					
	う。					
	① 法人の権限及					
	び責任の明確					
	化、透明性及び					
	自主性の向上等					

	に対応した組織 の整備 ② 社会経済情勢 の変化に対し機 動的に対応でき る組織の整備					
最ての一費ス業的困らる因除小、効般、テ務経難れ。にくの強性を関係があるがでは、要素の変との特経の変との特経の変との特経のでは、要素が必要をできる。	2 外部委託、の 外 I C T り が I C T り が I との の を を を を は の の を は し 人 し 、 世 し 、 大 の で の を に は の の の で と に し の の 、 の を の で と の と の と の と の と の と の の と の の の の の の の の の の の の の	営進代の大学の一貫の一貫の一貫の一貫の一貫の一貫の一貫の一貫の一貫の一貫の一貫の一貫の一貫の	一般管理費削減率 <その他の指標> 特になし <評価の視点> 実績額が令和3年 度に比べ、1%以上 の削減となっている			
比べ、中期目標期 間の最終年度まで に4%以上削減す ること。 なお、人件費及	3年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに4%以上の削減を行う。	3 年度に比べ、 1%以上の削減を 行う。 なお、人件費及				
能な限り効率的な 執行に努めるこ と。 3「独立行政法人	能な限り効率的な執行に努める。		3 「独立行政法人に おける調達等合理化			
理化の取組の推進 について」(平成 27 年5月 25 日総 務大臣決定)に基づ く取組を着実に実 施し、事務・事業	つ、自律的かつ継続的に調達の合理化を推進するため、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進	理化の取組の推進 について」(平成 27 年 5 月 25 日 総務大臣決定)に 基づき、令和 4 年 度「調達等合理化	の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づく取組を 着実に実施し、事務・事業の特性を踏	理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基 づき、令和 3 年度調達等合理化計画 の実施状況についての自己評価を実 施するとともに、令和 4 年度調達等 合理化計画を策定し、契約監視委員		
PDCAサイクル により、公平性・ 透明性を確保しつ つ、自律的かつ継	27 年 5 月 25 日総 務大臣決定)に基 づき、毎年度「調 達等合理化計画」 を策定、公表の	表の上、着実に実施する。 また、令和3年 度「調達等合理化 計画」の実施状況 について自己評	続的に調達等の合理 化に取り組むこと。	2) 調達等合理化計画に定めた取組に		

(指標)	について自己評		(指標)	とともに、「競争性のない随意契
・入札・契約手続			・入札・契約手続運	ここうに、「競サ圧のない過点天 約」、「一者応札・一者応募となった
	個、公衣を打り。			
運営委員会におけ			営委員会における契	契約」及び「公益法人に対する支
る契約の点検率			約の点検率(令和3	出」についても点検が行われ、令和
(令和3年度点検			年度点検率:	4 (2022) 年度における全ての契約
率:100%)			100%)	は適正に行われているとの評価を受
				けた。
4 業務の効率性	4 業務の効率性	4 業務の効率性	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>
及び透明性の向上	及び透明性の向上	及び透明性の向上	特になし	1) 令和3 (2021) 年度の業務につい
を図るため、業務	を図るため、債務	を図るため、通則		て自己評価を行い、独立行政法人通
実績の評価を実施	の返済状況を始め	法に基づき業務全	<その他の指標>	則法(平成 11 年法律第 103 号)に
すること。	とし、業務全体に	体について自己評	適切な業務評価、	定める報告書を作成し、ホームペー
, , , , ,		価を行い、その結		ジにて公表した。(6月)
	己評価を行い、そ			
	の結果を公表す	/KCAX/ 00	<評価の視点>	2) 令和4 (2022) 年度の業務につい
	る。		業務全体について	
	また、その結果	また、その結果		に係る業務実績評価において課題とさ
	•	·		
		を踏まえ、必要に		れた事項への対応状況等について検討
			るか、またその結果	
	置を講ずる。	置を講ずる。	を踏まえ適切な措置	月)
			を講じているか。	

令和4年度調達等合理化計画 達成状況

令和4年度調達等合埋化計画 達成状況	<u> </u>	
令和4年度計画	自己評価	備考
 ○重点的に取り組む分野 (1)債券等の引受・募集等に係る契約については、これまでも一般競争入札等により競争性を確保した上で契約を締結している。 令和4年度においても、引き続きこの取組を通じて競争性・透明性の確保を図る。 【一般競争入札等による契約:100%】 (100%】 (100%】	・令和4 (2022) 年度においても、債券等の引受・募集等に係る契約については、全て一般競争入札等により競争性・透明性を確保した。 【一般競争入札等による契約:100%】	 ・一般競争入札 【政府保証債の引受、政府保証債及び財投機関債の募集委託】 13 件、4.7 億円 ・企画競争入札 【財投機関債の引受】 18 件、7.9 億円
○調達に関するガバナンスの徹底 (1)随意契約を締結することとなる案件については、事前に、機構内に設置された入札・契約手続運営委員会等において、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続実施の可否の観点から点検を行うこととする。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率:100%】	・随意契約については全て物品・役務提供に関する案件であり、これらについては事前に入札・契約手続運営委員会等において理由の整合性や競争性の導入可否について点検を実施した。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率:100%】	 ・随意契約件数 横浜三井ビル賃貸借契約等 12 件 ・委員会開催日(令和4(2022)年6月22日、8月31日) ※随意契約にかかる委員会の開催日。
(2)入札・契約手続運営委員会等において、半期毎の契約締結状況における一者応札・応募となった契約等について、その要因を分析し、改善すべき点がないか点検を行うとともに、その結果について組織全体で共有を図ることとする。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率:100%】	・入札・契約手続運営委員会等において、令和4(2022)年度に締結した契約について半期毎に点検(一者応札・応募となった契約、競争性のない随意契約等について重点的に点検)を実施し、その結果について組織全体で共有を図った。また、令和4年度においては、更なる競争性の確保に向けた取組として、技術点のみでなく価格点も加味する総合評価落札方式を導入した。 【入札・契約手続運営委員会等による点検実施率:100%】	・内部統制委員会開催日(上期:令和4(2022)年11月29日、下期:令和5(2023)年5月30日)
(3) 当機構において、これまで不祥事は発生していない。引き続き、契約手続規程に則り適正に契約手続が行われているかどうかについて経理課において確認するとともに、 予定価格調書については、封入後、金庫に保管し漏えい防止	契約手続規程に則り適正に契約が行われているか経理課にて確認した。予定価格調書については、封入後、金庫に保管し漏えい防止に努めた。	
に努めることとする。 また、談合等の情報があった場合には、法人内に設置された公正入札調査委員会において調査等を行うこととする。 令和4年度においても、入札談合等関与行為防止法の研修を実施するなど、引き続きコンプライアンス意識の向上を図る。	・公正入札調査委員会については、談合等の情報がなかったことから未開催。・全役職員を対象とした発注者綱紀保持についての講演を実施し、コンプライアンス意識の向上を図った。	· 発注者綱紀保持講演実施日(令和 5 (2023) 年 2 月 15 日)
【実施結果】		

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
Ⅲ-1、2、3、4 1 財務体質の強化、2 予算、3 収支計画、4 資金計画								
当該項目の重要度、困難	関連する政策評価・行政事業レビュ							
度								

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
	特になし									

			系る自己評価及び主務力				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	· · · ·	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
1 債務の計画的	1 債務の計画的	1 債務の計画的	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
な返済に必要な毎	な返済に必要な毎	な返済に必要な毎	特になし	・令和3 (2021) 年度に引き続き、財	評定: B		
事業年度の貸付料	事業年度の貸付料	事業年度の貸付料		政融資資金からの巨額な借入金	・左記のとおり業		
を収受するなど、	を収受するなど、	を収受するなど、	<その他の指標>	2,000 億円の預け入れ先の候補とな	務を実施し、計		
業務活動による収	業務活動による収	業務活動による収	収入及びコスト縮	る銀行については、マイナス金利政	画を達成してい		
入の確保を図ると	入の確保を図ると	入の確保を図ると	減の状況	策等の厳しい金融情勢下で、過度の	るためBとす		
ともに、業務コス	ともに、業務コス	ともに、業務コス		預金規模の拡大を躊躇していること	る。		
トの縮減を進め、	トの縮減を進め、	トの縮減を進め、	<評価の視点>	から、調整が難航したところであ			
債務の早期の確実	債務の早期の確実	債務の早期の確実	収入の確保を図ら	る。再三にわたる調整の結果、既存	<課題と対応>		
な返済を図るこ	な返済を図る。	な返済を図る。	れているか、業務コ	の5行及び新規2行へ有利息での預	特になし		
と。			ストの縮減が進めら	け入れを行った。			
			れているか。				
				・財政融資資金借入れに伴う金利負担			
				を少しでも緩和するために、令和3			
				(2021)年度に引き続き債券運用も			
				行った。			
				 ・具体的には一般担保を有し格付け面			
				でも一定の要件を満たすなど安全の			
				高い銘柄の債券に対する運用を令和			
				4 (2022) 年度では 100 億円行っ			
				た。			
				, , ,			
				・今後の長期的な資金収支を見通した			
				結果判明した課題について、引き続			
				き各会社と認識を共有し、具体的な			
				手立てとして、各会社の債券発行年			
				限及び償還月等の最適化を更に進め			
				た。また、機構が発行する債券の年			
				限についても、年限の弾力化と債務			
				引受額の平準化を更に進めた。			

		・債務引受額の平準化対策である道路 資産帰属計画について、令和元 (2019)年度、令和2(2020)年度		
		令和3 (2021) 年度に続いて、令和4 (2022) 年度も 110 億円の道路資産について実施することとなった。また、他の未実施の会社についても、道路資産帰属計画についての業		
		務処理上の課題やシステム的な課題 について議論を更に進め、実施に向 けての取組みを引き続き積み重ね た。		

2 予算(別表1		<主な定量的指標>	<主要な業務実績>		
のとおり)	のとおり)	特になし	・予算の計画及び実績は別表1のとおりである。		
3 収支計画(別	3 収支計画(別	<その他の指標>	<主要な業務実績>		
表2のとおり)	表2のとおり)	特になし	・収支計画及び実績は別表2のとおりである。		
4 資金計画(別	4 資金計画(別	<評価の視点> 予算、収支計画、	<主要な業務実績>		
表3のとおり)	表3のとおり)	資金計画を的確に策	・資金計画及び実績は別表3のとおりである。		
		定しているか。			

業務実績等報告書様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、<u>財務内容の改善に関する事項</u>及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
IV	短期借入金の限度額					
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業レビュ				
度		<u>-</u>				

2	2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報		
	特になし									

3.	各事業年度の業務に	に係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務力	て臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
		一時的な資金不	一時的な資金不	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
		足等に対処するた	足等に対処するた	特になし	・一時的な資金不足等に対処するた	評定:一	
		め、短期借入金の	め、短期借入金の		め、金融機関と当座貸越契約(限度		
		限度額は、単年度	限度額は、単年度	<その他の指標>	額合計 9,600 億円)を締結した。	<課題と対応>	
		9,600 億円とす	9,600 億円とす	短期借入金の限度	なお、一時的な資金不足等の事態	特になし	
		る。	る。	額の設定	は発生しなかったため、短期借入れ		
					は行わなかった。		
				<評価の視点>			
				短期借入金の限度			
				額を計画どおり設定			
				しているか。			

4 その他参考情報		
マ・ C ツ 回参り 旧 和		
<i>性にも</i> 1		
1寸(C/よ C		

業務実績等報告書様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、<u>財務内容の改善に関する事項</u>及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、	当該財産の処分に関する計画	
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業レビュ	
度		<u> </u>	

2	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報
	特になし							

3	. 各事業年度の業務に	こ係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務力	で臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務之	大臣による評価
					業務実績	自己評価		
		道路の計画の変	道路の計画の変	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
		更等に伴い不要財	更等に伴い不要財	特になし	・他の公共事業等と調整の結果、高速	評定: B		
		産が発生した場合	産が発生した場合		道路事業として不要となった財産に	・左記のとおり業		
		には、これを売却	には、これを売却	<その他の指標>	ついては、道路区域減を行った上で	務を実施し、計		
		し、債務の返済に	し、債務の返済に	不要財産の適切な	売却し、債務の返済に充てた。(17	画を達成してい		
		充てる。	充てる。	把握及び処分に向け	件、2.4億円)	るためBとす		
				た方策		る。		
				<評価の視点>		<課題と対応>		
				不要財産が発生し		特になし		
				た場合には、売却				
				し、債務の返済に充				
				てているか。				

4. その他参考情報

業務実績等報告書様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及び<u>その他業務運営に関する重要事項</u>)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報
VII — 2 、 3 、 4 、 5 6 、 7 、 8 、 1 0	2 業務の実施について、3 積極的な情報公開、4 情報セキュリティ対策、5 内部統制について、 6 国及び出資地方公共団体並びに会社との緊密な連携の推進、7 環境への配慮、8 危機管理、10 機構法第21条第3項に規定する積立金の使途
当該項目の重要度、困難 度	関連する政策評価・行政事業レビュ -

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
会社及び関係行政機 関と連携した当該事 態を想定した訓練の 実施回数	_	1回 (前中期目標期間実績)	8回				
災害に備えた機構独 自の非常参集訓練等 の実施回数		3回 (前中期目標期間実績)	3回				

3	. 各事業年度の業務に	上係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務力	て臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	平価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	1 機構が実施す	2 機構が実施す	2 機構が実施す	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	評定
	べき業務を厳格に	べき業務を厳格に	べき業務を厳格に	特になし	・業務を厳格に実施するための仕組み	評定: B	
	実施するため、「出				として、会社からの出向職員を、出		
	向職員は出向元に	「出向職員は出向			向元の会社と機構との利益が相反す		
	関係する業務に携		の出向元の会社と		るおそれがある業務(特定業務)に	画を達成してい	
				職員の意識啓発等取		るためBとす	
	相反が生じる場合				方である会社を出向元とする職員以	る。	
	には、出向元以外	· ·	る業務(特定業		外の職員を責任者とする合議制の作		
	の者がリーダーと		務)について、会		業チームを構成して業務を実施する	<課題と対応>	
	なってチームを組		'			特になし	
	む」など、会社の	_					
	-		利益を害する危険				
	により機構の利益		を防ぐために整備		(2022) 年度の特定業務に係る決裁		
	を害する危険を防		· ·				
	ぐための措置を講				とを確認した。		
	じること。	置を講じる。	の意識啓発に引き	· ·			
			続き取り組む。	ているか。			
	さらに、新型コ						
	ロナウイルス感染						
	症拡大防止の観点						
	も踏まえ、引き続						
		き、リモートワー					
	クの推進など効率						
	的な運営体制の確	的な運営体制の確	的な運営体制の確				

伊 英田光改の英	2 第四米改の第	伊 英田米改の英		
保、管理業務の簡素化等に努めるこ		保、管理業務の簡素化等に努める		
茶化等に労めるこ と。	素化等に努める。	素化等に努める。		
€ 0				
2 機構の業務運	3 機構の業務運	3 機構の業務運	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>
		営に関する透明性	特になし	・機構の業務運営の透明性を高め、説
	の確保を図り、機			明責任を果たすため、以下のとおり
		朽化対策・耐震対	<その他の指標>	積極的な情報公開を行った。
いての説明責任を	いての説明責任を	策の進捗状況など	各項目に関するホ	
果たすため、財務	果たすため、次に	の高速道路事業の	ームページ等におけ	
諸表等の法定の開	掲げる取組を実施	状況や機構が行う	る公表状況及び適時	
示事項に加え、道	することにより、	業務についての説	適切な更新状況	
路資産の保有及び	積極的な情報公開	明責任を果たすた		
貸付けの実態並び	を行う。	め、次に掲げる取	<評価の視点>	
に債務の返済状況		組を実施するな	①財務内容の公開	①情報公開の内容
について、積極的		ど、積極的な情報	ホームページ等で	1) 財務内容の公開
な情報公開を行う		公開を行う。	積極的に公開してい	・令和3 (2021) 年度の財務諸表を公
こと。		その際、ホーム	るか。	表した。(8月)
また、老朽化対	また、老朽化対	ページ、パンフレ	②資産の保有及び貸	
策・耐震対策の進	策・耐震対策の進	ット、ファクトブ	付状況の公開	・令和3 (2021) 年度の債務返済状
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	捗状況などの高速	ック等で分かりや	ホームページで公	況、セグメント情報、高速道路の収
道路事業の状況や	道路事業の状況や	すく提供する。	開している「道路資	支状況、建設・維持・管理の状況、
機構の業務運営に	機構の業務運営に		産の保有及び貸付け	道路資産の保有及び貸付状況を内容
関し、国民に効率	関し、国民に効率		状況」が随時更新さ	とする高速道路事業関連情報を公表
的かつ効果的に広	的かつ効果的に広		れているか。	した。その際、令和3 (2021) 年度
く情報が伝わるよ	く情報が伝わるよ		③債務の返済状況の	のセグメント情報については、全国
うホームページ等	*		公開	路線網、地域路線網(3路線網)及
を積極的に活用す	を積極的に活用す		債務返済の計画と	び一の路線(1路線)ごとに公表
ること。この場合			実績の対比等の情	
において、そのア			報、機構及び高速道	
			路事業全体の債務の	
			返済状況が適時適切	
じて、会社とも連		開	に公表されている	
携を図りつつ、よ				すく公表した。(8月)
り利用者のニーズ			④債務返済の見通し	
に的確に応えられ			の根拠の公開	・財投機関債を発行する都度、債券説
るホームページと	表等を積極的に		債務返済の見通し	
なるよう必要な改			に関する根拠が公表	
善を図ること。	際、セグメント			2) 資産の保有及び貸付状況の公開
	情報について、			・路線網ごと及び会社ごとの保有及び
	可能な限り詳細		の公開	
	に示す。	に示す。		
	また、債券の		が公表されている	
	発行に伴い作成	• •		等を記載した「道路資産の保有及び
	する債券説明書		⑥評価及び監査に関	
	についても、公		する事項	
	表する。	表する。	評価に関する情報が適切により、これ	
	2) 質性の休有及	2) 質性の休有及	が適切にホームペー	

び貸付状況の公開

高速道路に係 る道路資産の保 有及び貸付状況 (保有及び貸付 延長、貸付先、 貸付期間等)を 公表する。

況の公開

債務返済の計 画と実績の対比 等の情報につい て、差異の根 拠、分析等も含し する。また、会 社も含めた高速 道路事業全体の 債務残高及び債 務返済状況も公 表する。

4) 債務返済の見 4) 債務返済の見 通しの根拠の公開

協定に基づい 新の知見による しに関する根拠 (金利、交通 量、収入、経済 動向等)につい て公表する。

5) 費用の縮減状 5) 費用の縮減状 況等の公開

高速道路の新 設、改築及び修 設、改築及び修 繕に関するコス ト縮減の情報に ついて、債務引 受額、コスト縮 減額、助成額及 び会社の経営努 力の内容を公表 する。

び貸付状況の公開

公表しているいるか。 有及び貸付状 充実 況」を更新す る。

況の公開

く債務返済の計しるか。 等の情報につい 等による広報 会社も含めた高 分かりやすく提供し 速道路事業全体 ているか。 の債務残高及び 債務返済状況も 公表する。

通しの根拠の公開 債務返済の見 て策定される最 通しに関する根 拠(金利、交通 債務返済の見通 量、収入、経済

動向等)につい

て公表する。

況等の公開

高速道路の新 繕に関するコス ト縮減の情報に ついて、該当す る工事の債務引 受額、コスト縮 減額、助成額及 び会社の経営努 力の内容を公表 また、会社のする。

「道路資産の保」⑦ホームページ等の

機構の業務運営に 係る透明性確保、説 明責任を果たすべ く、機構の組織や業 3) 債務の返済状 3) 債務の返済状 務その他関連する情 報をホームページに 機構の収支予 おいて積極的に分か 算の明細に基づ りやすく公開してい

画と実績の対比 ⑧業務パンフレット め、内容を公表 て、差異の根 機構の目的や業務の 拠、分析等も含 | 内容について、パン め、内容を公表 フレットやファクト する。また、決 ブック等を活用する 算時において、│ことにより、情報を

- ジで情報提供されて 3)債務の返済状況の公開
 - ・令和3 (2021) 年度の機構の収支予 算の明細に基づく債務返済の計画と 実績の対比等の情報について、機構 及び会社の収入、支出、引受け債務 (引渡し債務)及び債務残高騰の項 目の内訳を含め、計画額、実績額及 びその差額、さらに差異の根拠、分 析等の説明を付して公表した。(8) 月)
 - ・令和3 (2021) 年度における会社も 含めた高速道路事業全体の債務残高 及び債務返済状況について公表し た。(8月)
 - 4) 債務返済の見通しの根拠の公開
 - I-2-①に記載した会社との協定 の見直しに併せて、業務実施計画の 見直しを行い、その際に用いた債務 返済計画の見通しに関する根拠を公 表した。(9月、1月、3月)
 - 5) 費用の縮減状況等の公開
 - ・令和3 (2021) 年度に債務引受のあ った事業について、当該年度におけ る各事業の債務引受限度額と債務引 受額の差額とその理由を公表した。 (8月)
 - ・ 令和 3 (2021) 年度の助成額及びコ スト縮減額について公表した。(4) 月)
 - ・会社の協力を得て、令和3 (2021) 年度における会社が行う高速道路の 維持、修繕その他の管理に要する費 用(管理コスト)に係る計画と実績 の対比及び費用の縮減(または増 加)の内容を公表した。(8月)
 - ・12 月開催の「高速道路の新設等に要 する費用の縮減に係る助成に関する 委員会」(以下「助成委員会」とい う。) で審議した会社の経営努力の 内容について、助成委員会終了後に 公表した。

協力を得て、会 社が行う高速道 路の維持、修繕 その他の管理に 要する費用の縮 減の内容を公表 する。

況等の公開

道路管理の状 況及び利便性の 向上を示す客観 的な指標(アウ トカム指標)を 公表する。

7) 評価及び監査 7) 評価及び監査 に関する事項

年度業務実績 報告、会計監査 報告等につい て、公表する。

②情報公開の方法 1) ホームページ 1) ホームページ による情報公開

上記①に掲げ る情報提供に当 たっては、ホー ムページに掲載 し、積極的な情 報公開に努め る。なお、英語 版のホームペー ジについても、 迅速な更新に努 める。引き続し き、道路利用者 の利便性を高め るため、会社と 共同し、高速道 路料金施策につ いての総括的な ページとして充 実を図る。

また、ホーム ページのアクセ ページのアクセ

また、会社の 協力を得て、会 社が行う高速道 路の維持、修繕 その他の管理に 要する費用の縮 減の内容を公表 する。

6) 道路管理の状 6) 道路管理の状 況等の公開

> 道路管理の状 況及び利便性の 向上を示す客観 的な指標(アウ トカム指標)を 公表する。

に関する事項

年度業務実績 評価、監事監査 評価、監事監査 報告、会計監査 報告等につい て、公表する。

②情報公開の方法

による情報公開

上記①に掲げ る情報提供に当 たっては、ホー ムページに掲載 し、積極的な情 報公開に努め る。なお、英語 版のホームペー ジについても、 迅速な更新に努 める。引き続 き、道路利用者 の利便性を高め るため、会社と 共同し、高速道 路料金施策につ いての総括的な ページとして充 実を図る。 また、ホーム

- 6) 道路管理の状況等の公開
- ・道路管理の状況及び利便性の向上を 示す客観的指標(アウトカム指標) の実績等について公表した。(12)
- 7) 評価及び監査に関する事項 以下の項目について、公表した。
- 令和 3 (2021) 年度 業務実績報告及び自己評価(6月) 業務実績評価(8月)
- · 令和 3 (2021) 年監事監査報告 (8
- · 令和 3 (2021) 年 会計監査報告 (8 月)

②情報公開の方法

- 1) ホームページによる情報公開
- ・上記の情報については、迅速にホー ムページに掲載するとともに、法定 書類等については各事務所(機構本 部、関西業務部)に備え置いて閲覧 に供した。
- 2)業務パンフレット等による情報公 開
- ・パンフレット「高速道路機構の概要 2022」、同パンフレットの英語版及 び「高速道路機構ファクトブック 2022」を作成し、ホームページで公 表及び関係機関等に配付して情報提 供を行った。(12月)

			T	Т
	ス状況の調査・	ス状況を引き続		
	分析などを通じ	き調査・分析す		
	て、会社とも連			
	携を図りつつ、	社とも連携を図		
	より利用者のニ	りつつ、より利		
	一ズに的確に応			
	えられるホーム			
	ページとなるよ			
	う必要な改善を			
	図る。	を図る。		
	 2) 業務パンフレ	 2) 業務パンフレ		
	ット等による情報			
	公開	公開		
	機構の目的や			
	業務の内容につ			
	いて、パンフレ			
	ット等を活用す	,		
	ることにより、	ブック等を活用		
	情報の提供を行			
	う。 う。	り、情報を分か		
	7 0	りやすく提供す		
		5 () () () () () () () () () (
		3 0		
3 「サイバーセ	4「サイバーセキ	4 「サイバーセ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>
キュリティ戦略」	ュリティ戦略」	キュリティ戦略」	特になし	情報セキュリティ対策については、
(令和3年9月 28	(令和3年9月28	(令和3年9月28		情報セキュリティポリシーに基づき適
日閣議決定) 等の	日閣議決定)等の	日閣議決定) 等の	<その他の指標>	切な対策を講じるとともに、現行の情
政府の方針を踏ま	政府の方針を踏ま	政府の方針を踏ま	情報セキュリティ	報セキュリティ体制について、NIS
え、引き続きサイ	え、関連する規程	え、関連する規程	対策の推進状況	Cによる監視を継続した。
バー攻撃等の脅威	類を適時適切に見	類を適時適切に見		令和4 (2022) 年9月及び令和5
への対処に万全を	直す。	直す。		(2023) 年3月に、最高情報セキュリ
期すとともに、保	また、これに基	また、これに基	情報セキュリティ	ティ責任者を筆頭に情報セキュリティ
	· ·			の各責任者(各部長・課長等)が出席
保護を含む適切な	リティインシデン	リティインシデン	カュ。	する「情報セキュリティ委員会」を開
	ト対応の訓練や情			催し、NISCによる情報セキュリテ
				ィに関するマネジメント監査、ペネス
٤.		策に関する教育な		トレーションテストの概要説明及び監
		どの情報セキュリ		査結果の報告を行った。
		ティ対策を講じ、		また、情報セキュリティに関する役
		情報システムに対		職員の意識向上に向けた啓発ポスター
		するサイバー攻撃		を執務室内に掲示するほか、令和4
		への防御力、攻撃		(2022) 年 11 月には動画形式による
		に対する組織的対		情報セキュリティ研修を実施した。2
		応能力の強化に取		月には情報セキュリティポリシー等に
		り組むとともに、		関する自己点検を実施するとともに、
		これらの対策の実		標的型攻撃メール訓練を行った。令和
		施状況を毎年度把		5 (2023) 年3月にはCSIRTメン
	· ·	握し、PDCAサ		バー、システム担当者を対象とした研
	VECT IDOMY	1 D C 11)	<u> </u>	

-			<u> </u>	W. williams
		イクルにより情報		修型情報セキュリティインシデント対
		セキュリティ対策		処訓練を行うほか、全役職員へ週に1
	7	の改善を図る。		回情報セキュリティメールマガジンを
	さらに、リモー			配信した。
	トワーク時におけ			
		る端末の紛失・盗		
		難、重要情報の窃		
	取、不正アクセス			
	などに対して、ソ			
		フト・ハード両面		
	•	でのセキュリティ		
		強化を継続して実		
	施する。	施する。		
	なお、保有する	· ·		
	個人情報について			
	は、個人情報の保			
	護に関する法律			
	(平成 15 年法律			
	第 57 号) に基づ			
	き、適切な対応を	·		
	行う。 	行う。		
4 内部統制につ	5 内部統制につ	5 内部統制につ	 <主な定量的指標>	<主要な業務実績>
	いては、「独立行政		特になし	1) 通則法の改正に伴い内部統制の充
	法人の業務の適正	· ·		実・強化を図るため整備した業務体
		を確保するための	<その他の指煙>	制等の下で、役員会のほか、内部統
		体制等の整備」(平		制委員会(5月、11月)、資金調
	_	成 26 年 11 月 28 日		達・運用及び金融機関等選定審査委
· · ·	付け総務省行政管		34,13	員会(6回)、入札・契約手続運営
		理局長通知)を踏ま	 <評価の視点>	委員会 (7回) 及び契約監視委員会
まえ、理事長のリ		え、業務方法書に		
			充実・強化が図られ	
	に実施するととも		ているか。	金利、交通量等の変動について、幹
	に、内部統制が有			部連絡会において常時把握するとと
	効に機能するよ	· ·		もに、役員会・内部統制委員会等に
	う、理事長のリー			おいて債務返済の計画と実績の対
	ダーシップの下	· ·		比、要因分析等を行うことにより、
	で、継続的な内部			リスクへの適切な対応を行ってい
	統制の実態の検			
	証・確認、必要な			。 また、内部統制委員会において、
	規程類や体制の整			リスクの把握、対応策の状況及びリ
	備・見直し等を行			スクの評価について審議した。(11
	うことを通じて、			月)
	内部統制システム			71)
	の充実を図るほ			 3) 法人文書の管理に関して、「行政
	か、監事機能の実			文書の管理に関するガイドライン」
う見直しを行うこ	効性の向上に努め	·		文書の官垤に関するガイドライン」 に対応した規程の整備及び組織内に
と。	る。	る。		文書管理プロセス全体の留意事項の
<u> </u>	る。	る。		
				周知を図るとともに、内閣府等が実

				施している行政文書管理に関するセ	
				ミナーや研修等に参加し、最新の情勢や法改正等の情報を把握することで担当者の知識向上に努めた。	
				4) 監事監査において、内部統制システムの整備とその運用状況等について監査があり、監事監査報告がまとめられ報告した。	
極 見 ど	ち公共団体並びに 会社の協力業務 で、円滑に対して 実施関係機関と積 での交換を行うな で、 変密な連携を で、 変密な連携を で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	方公共団体並びに 会社の協力を得 て、円滑に業務を 実施するため、こ れら関係機関と積 極的に情報及びうな 見の交換を行うな	特になし <その他の指標> 関係機関と情報及 び意見の交換	<主要な業務実績> ・国、会社、機構間で緊密な連携を図るため、役員クラスでの調整会議のほか、部長会議等の定期的な開催、事務レベルでの案件に応じた調整会議等を通じて、情報及び意見の交換を行った。 ・また、出資地方公共団体とも、機構の決算説明会、出資説明会、事業説明会、会社の決算説明会及び事業説明会等を通じて、情報及び意見の交換を行った。	
令の負荷の低減に 等は境性 を は境性 を 中お目が品に針判し達	の周 等は竟性事務を担づ目が品で計判し達の関係をお調国品等平のう目るつめのすにのも 調に推、達等等に成 号こ標特いた調 カ 規基の品達配進環ににの関12)と期定で「達る定準(等す 虚す境つよ調す年にと間調は環の基さを特)るし。物いる達る法基し中達、境推本れ満定 しる 品で環の法律づ、に品国物進方たた調をた 品で環の法律づ、に品国物進方たた調を	品を 部で ので ので ので ので ので ので ので ので ので の	特になし <その他の指標> 環境物品等の調達の状況 <評価の視点> 法令等に基づき環境物品等を調達して	<主要な業務実績> 1)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)」に基づき「令和4年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定の上(4月)、環境物品等の調達を行うこととし、特定調達品目については、国が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に規定された判断の基準を満たしたものを概ね100%調達した。	

行政機関と協力し | 害、大規模な交通 | 害、大規模な交通 て、大規模な交通 | 事故等により高速 | 事故等により高速 事故、地震災害等 道路の供用に重大 不測の事態が生じな影響を与える事 たことによる影響 | 態が発生した場合 | 態が発生した場合 | を最小限度にとど には、防災業務計 には、防災業務計 めるために、より「画等に基づき、重」画等に基づき、重 一層の迅速、的確 | 要業務を遅滞なく かつ効果的な対応 執行するととも を取ることができ | に、会社及び関係 | に、会社及び関係 るよう体制を確立し行政機関と協力し し、日頃から高速して、迅速かつ的確 道路の供用に重大な情報収集、伝達 な影響を与える事 等の措置を講ず 熊を想定した情報しる。 の収集、伝達等に 関する訓練を実施 害等により機構本 するなど、これま | 部での重要業務の | 務所 (機構本部、 での取組状況も踏|継続が困難な場合| まえ、会社とも連一には、関西業務部 | いて防災業務計画 携を図りつつ、危において代行す 機管理能力の一層しる。 の向上を図るこ

(指標)

・会社及び関係行 政機関と連携した 当該事態を想定し た訓練の実施回数 (前中期目標期間 実績*:1回/年) *前中期目標期間 実績: 平成30年 度から令和3年度 までの平均値

・災害に備えた機 構独自の非常参集 訓練等の実施回数 (前中期目標期間 実績*:3回/年) *前中期目標期間 実績:平成 30 年 度から令和3年度 までの平均値

会社及び関係 8 地震、風水 8 地震、風水

特に、大規模災

また、会社及び 関係行政機関と連一の迅速、的確かつ 携し、当該事態を 想定した訓練を実 | れるよう体制を強 施するとともに、 災害に備えた機構 独自の非常時参集しめ、会社及び関係 訓練や重要業務の 継続訓練等を実施し、当該事態を想 することにより、 迅速、的確かつ効 するとともに、災 果的な対応が取れ | 害に備えた機構独 るよう体制を強化 し、危機管理能力|練や重要業務の継 の一層の向上を図 続訓練等を適宜実 る。

<主な定量的指標>

│道路の供用に重大

な影響を与える事

要業務を遅滞なく

執行するととも

行政機関と協力し

て、迅速かつ的確

な情報収集、伝達

等の措置を講ず

特に、大規模災

害等により、各事

関西業務部)にお

に定める重要業務

の継続が困難な場

合には、もう一方

の事務所において

手続を行うほか、

重要業務を継続さ

せるために会社に

おいて手続を実施

できるよう構築し

た仕組みを、会社

と連携して適切に

また、災害等へ

効果的な対応が取

化し、危機管理能

力の向上を図るた

行政機関と連携

定した訓練を実施

自の非常時参集訓

施する。

運用する。

- ・会社及び関係行政 機関と連携した当 該事態を想定した 訓練の実施回数
- ・災害に備えた機構 独自の非常参集訓 練等の実施回数

<その他の指標>

- ・災害時における会 社及び関係機関と 協力した迅速かつ 的確な情報収集・ 伝達等の措置状況
- ・大規模災害に備え た訓練の定期的な

<評価の視点>

- ・災害時に会社及び 関係機関と協力 し、迅速かつ的確 な情報収集・伝達 等を行ったか。
- ・大規模災害に備え た訓練を定期的に 実施したか。

<主要な業務実績>

- 1) 防災業務計画に基づく的確な対応
- ・災害が発生した際には、災害の規模 に応じて、体制を構築した。
- ・災害が発生した場合には、交通の危 険防止のための通行の禁止、緊急車 両の通行の許可など、会社からの要 請に基づき、必要な措置を迅速かつ 的確に行った。(地震、降雨、その 他災害 307 件)
- ・災対法区間指定により速やかに滞留 車の排除をするため、雪のシーズン 前に会社との手続き確認や災対法適 用訓練(8回)を実施。
- ・災害の発生に備え、計画的に防災訓 練を実施した。(基本動作訓練:1 回、安否登録訓練・参集応答訓練: 3回)
- 2) 防災業務計画の充実
- ・防災業務計画の充実を図るために、 内容の検証を行った。

64

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
VIII— 9	9 人事に関する計画		
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業レビュ	
度		J	

2	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	特になし							

. 各事業年度の業務に . とのでである。	に係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係	系る自己評価及び主務力				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己記	 平価	主教	 务大臣による評価
				業務実績	自己評価		
①機構の業務に必	①機構の業務に必	①機構の業務に必	<主な定量的指標>	<主な業務実績>	<評定と根拠>	評定	
要な能力・専門性	要な能力・専門性	要な能力・専門性	特になし	1	評定: A		
を向上させるた	を向上させるた	を向上させ、人材		○前提	・業務上の課題の		
め、人材育成を計	め、人材育成を計	育成を計画的に行	<その他の指標>	・全職員が国または会社からの短期出	共有や業務分担		
画的に行い、機構	画的に行い、各種	うため、バックグ	特になし	向者で構成され、2年程度でほぼす	を見える化した		
の組織力向上と職	の研修・講習会等	ラウンドの異なる		べての職員が入れ替わるため、組織	アクションに基		
員間のノウハウの	を実施し、機構の	出向者が集まる組	<評価の視点>	能力の継続性の確保が困難な特異な	づく業務の遂行		
承継を図ること。	組織力向上と職員	織の特性を踏まえ	・人材確保・育成方	人事構成である。	と人材確保・育		
	間のノウハウの承	た各種の研修・講	針が策定されてい		成の推進による		
	継を図る。	習会等を実施し、	るか。	○対応策・取組内容・成果	二本柱で取り組		
		機構の組織力向上	・機構の組織力強	・令和元 (2019) 年度から開始した	んだ。また、そ		
		職員間のノウハウ	化・向上、職員の	「行動計画(アクション)の策定・	れぞれを更に充		
		の承継を図る。	能力・専門性向上	実行」「人材育成」「人事評価」のサ	実・強化しつつ		
また、職員の能	また、各職員の	また、各職員の	に向けた取り組み	イクルをより磨き上げるとともに、	機構全体にこの		
力発揮や意欲向上	所属長による人事	所属長による人事	が行われている	機構全体に定着させた。	取組を定着させ		
に努めるととも	評価を通じて、職	評価を通じて、職	カゝ。		ることにより、		
に、ワークライ	員の能力及び実績	員の能力及び実績	・ワークライフ・バ	【人材確保・育成方針の策定】	組織能力の向上		
フ・バランスの推	を適正かつ厳格に	を適正かつ厳格に	ランスの推進やコ	・会社は民営化前後に採用を控えてい	持続性を確保し		
進やコンプライア	評価し、個々の職	評価し、個々の職	ンプライアンスの	たため、機構が求める職位の者の出	た。		
ンスの徹底などに	員の勤務成績を処	員の勤務成績を処	徹底などに取り組	向が困難な局面が生じている。この			
積極的に取り組む	遇に反映させ、職	遇に反映させ、職	んでいるか。	ような状況下において、機構の組織	・具体的には、業		
こと。	員の能力発揮や意	員の能力発揮や意	・役職員の給与水準	能力の持続的向上を図るため令和4	務上の課題をよ		
上記の留意すべ	欲向上に努めると	欲向上に努めると	の適正化に取り組	(2022) 年度に「人材育成基本方	り具体的に可視		
き事項を踏まえ、	ともに、人事評価	ともに、人事評価	んだか。	針」を見直し、適切な人材の確保と	化し、それを全		
人材確保·育成方	の結果を踏まえた	の結果を踏まえた		人材育成による職員のスキル向上を	職員で共有する		
	効果的な人材育成			車の両輪と位置づけた「人材確保・	アクションに基		
と。	を行うなど人材育	を行うなど人材育		育成方針」を策定した。	づく課題解決型		
	成・人事評価のサ	成・人事評価のサ			の仕事の仕方が		
	イクルを適切にま	イクルを適切にま		【人材育成の考え方】	定着し、コロナ		
	わす。	わす。		・理事長のリーダーシップのもと、職	禍で様々な制約		
	これらに加え、	これらに加え、		員のスキル向上により機構の組織能	がある状況下に		

職員一人ひとりが「職員一人ひとりが 働きやすい職場づ 働きやすい職場づ くりを目指し、リ モートワーク等を | モートワーク等を 含めた勤務環境・ 体制の整備、育 体制の整備、育 児・介護等の両立 | 児・介護等の両立 のための支援、女人のための支援、女 性活躍の推進、ワ *ー*クライフ・バラ *ー*クライフ・バラ ンスの推進やコン|ンスの推進やコン プライアンスの徹 プライアンスの徹 底などに積極的に 取り組むことで、 組織力向上・強化 に努める。

上記の留意すべ き事項を踏まえ、 針を策定する。

配置により業務運 こと。

| の事務・事業の内 | 容を踏まえて、必 営の効率化を図る「容を踏まえて、必」要かつ適正な水準 要かつ適正な水準 の常勤職員数とな│るように努めると るように努めると ともに、人員の適 | 正な配置により業 正な配置により業 | 務運営の効率化を 務運営の効率化を 図る。

③「独立行政法人」③「独立行政法人」③「独立行政法人 改革等に関する基 | 改革等に関する基 | 改革等に関する基 本的な方針(平成 本的な方針(平成 本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣 | 25 年 12 月 24 日閣 | 25 年 12 月 24 日閣 議決定)」を踏ま | 議決定)」を踏ま | 議決定)」を踏ま え、給与水準につ え、給与水準につ え、給与水準につ いては、国家公務 | いては、通則法に | いては、通則法に 員の給与水準も十 基づき国家公務員 基づき国家公務員 分考慮し、手当を | の給与水準も十分 | の給与水準も十分 |含め役職員給与の | 考慮し、手当を含 | 考慮し、手当を含 在り方について厳 め役職員給与の在 め役職員給与の在 しく検証した上 り方について厳し り方について厳し で、事務・事業のく検証した上で、 特性を踏まえ、合 事務・事業の特性 事務・事業の特性 理的な給与水準と | を踏まえ、合理的 | を踏まえ、合理的 するとともに、そ な給与水準とする な給与水準とする

くりを目指し、リ 含めた勤務環境・ 性活躍の推進、ワ | 底などに積極的に 取り組むことで、 組織力向上・強化 に努める。

上記の留意すべ き事項を踏まえ、 人材確保·育成方 | 人材確保·育成方 針を策定する。

② 人員の適正な | ②中期目標期間中 | ②事務・事業の内 の常勤職員数とな ともに、人員の適 図る。

く検証した上で、 の検証結果を公表 とともに、その検 とともに、その検

力を高めることはもとより、出向期 間中の能力向上や成長が出向元から 評価され、機構への出向継続が双方し にとって有益なものとなる好循環を 保つよう人材育成に取り組んだ。具 体的には、日常の業務による OJT を 基本とするが、職員の職務・職責に 応じて求められるスキルを管理職員 が的確に把握した上で、研修等によ り必要なスキルを身につけることと した。

【研修や職員へのサポートによる人材 | 育成】

- ・「機構内ゼミナール」を継続的に実 施(4回)し、機構業務全体への理| 解を深めるとともに、職員が発表を 担うことによる説明力の向上を図っ た。更に、職員が「気づき」を得る 機会として、最近の社会・経済情勢 に関して、役員を含む部長以上の管 理職による幹部発表会を実施(2 回) した。
- ・出向元が異なる職員間のコミュニケー ーションを早期に促進するための | 「チームビルディング研修」につい て、令和3 (2021) 年度の試行的取 組から、令和4(2022)年度から異 動のタイミングでタイムリーに受講 できるよう本格導入した。これによ り自己開示と他者理解の促進、相談 しやすい機構内風土の更なる早期醸 成に取り組んだ。
- ・人権委員会による全役職員を対象と したアンケートを2回実施し、これ を活用しハラスメントを予防すると ともに、委員会として個々の事案に ついて迅速に対処することにより、 風通しの良い働きやすい職場環境作 りに取り組んだ(人権委員会:4回 開催)。
- ・メンター制により、着任直後の若手 職員(メンティ)が機構に馴染むま で所属と異なる役職者(メンター) が継続的にサポートした。ほとんど のメンティから「不安が解消され、 やって良かった」との高評価に加 え、メンターもメンティから気付き を与えられる機会となり、組織力の

おいても職場全 体の風通しの改 善を図ることが できた。

- ・また、人事異動 に際しては、各 部署における業 務の状況を鑑 み、同一部署に おいて複数の者 が同時期に異動 することを避け るべく出向元に 交渉し、組織能 力の継続性を確 保した。
- ・これらの各種取 組を出向元であ る各会社に紹介 し、派遣された 職員の育成状況 のフィードバッ クを個別・具体 的に行ったこと により、各会社 から取組に対す る高評価を得ら れた。

これらを踏まえ てA評価とす る。

<課題と対応>

・ 特になし

ナファル		みルファ戦ぶ・セ	
すること。	証結果を公表すし証結果を公表すし	強化に繋がった。	
	る。	※研修実施実績が増加	
		61 名(令和 3 (2021)年度)	
		→67 名(令和 4 (2022)年度)	
		【人事評価の活用】	
		・全職員(臨時職員も含む)の目標達	
		成状況について、役員が直接コミッ	
		トする形で人事評価を実施するとと	
		もに育成計画にも反映させ、人材育	
		成と人事評価のサイクルを適切に回	
		すとともに、出向元組織にフィード	
		バックして処遇に反映する取組を地	
		道に継続的に実施した。	
		・上記取組を出向元である各会社に紹	
		介し、派遣された職員の育成状況の	
		フィードバックを個別・具体的に行	
		ったことにより、各会社から取組に	
		対する高評価を得られた。	
		②必要かつ適正な水準の常勤職員数に	
		より、業務を適切に実施した。	
		③給与水準の適正化に向けた取組みに	
		ついて、「独立行政法人の役員の報酬	
		等及び職員の給与の水準の公表」によ	
		りホームページにて公表を行った。	
		(8月)	

別表1 予算 【法人単位】

(単位:百万円)

区分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)	備考
収入		2 3 1/23 7/23		
業務収入	1,859,571	2,105,781	246,210	
道路業務収入	1,856,477	2,103,424	246,947	
鉄道業務収入	3,094	2,357	△ 737	
政府等出資金受入	232	232	_	
政府等補助金受入	12,813	19,106	6,293	
債券及び借入金	620,000	600,000	△ 20,000	
業務外収入	24,624	22,930	△ 1,694	
	,	,	,	
計	2,517,239	2,748,049	230,810	
	, ,		,	
支出				
債務返済費	4,025,266	4,014,709	△ 10,557	
東京湾横断道路償還金	71,293	71,095	△ 197	
無利子貸付金	13,008	11,549	△ 1,459	
経営努力助成金	297	1,187	890	
業務管理費	7,466	5,343	△ 2,123	
高速道路管理費	3,786	2,575	△ 1,211	
鉄道施設管理費	3,680	2,768	△ 912	
一般管理費	1,323	1,233	△ 90	
人件費	997	947	<u> </u>	
物件費	327	285	<u></u>	
業務外支出	38,970	40,805	1,836	
	,• . •	,	.,	
計	4,157,622	4,145,921	△ 11,702	
	.,,.	.,,	,	

⁽注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

【高速道路勘定】

区分計画額(A)実績額(B)差額(B-A)備き収入 業務収入 道路業務収入 政府等出資金受入 政府等補助金受入 債券及び借入金 業務外収入1,856,477 1,856,477 2,103,424 232 12,776 620,000 24,5642,103,424 232 12,776 620,000 24,564246,947 19,076 600,000 20,000 20,000 21,700計2,7745,596 231,547	<u> </u>
業務収入 道路業務収入 政府等出資金受入 政府等補助金受入 債券及び借入金 業務外収入	
業務収入 道路業務収入 政府等出資金受入 政府等補助金受入 債券及び借入金 業務外収入	
道路業務収入	
政府等出資金受入 政府等補助金受入 債券及び借入金 業務外収入232 12,776 620,000 24,564232 19,076 600,000 24,564232 19,076 600,000 22,864- 6,300 △ 20,000 △ 1,700	
政府等補助金受入 債券及び借入金 業務外収入 12,776 620,000 24,564 19,076 600,000 22,864 6,300 △ 20,000 △ 1,700 ※2 ※3	
債券及び借入金 620,000 600,000 △ 20,000 ※3 業務外収入 24,564 22,864 △ 1,700	
業務外収入 24,564 22,864 △ 1,700	
計 2,514,049 2,745,596 231,547	
計 2,514,049 2,745,596 231,547 231,547	
支出	
債務返済費 4,025,266 4,014,709 △ 10,557 ※4	
東京湾横断道路償還金 71,293 71,095 △ 197	
無利子貸付金 13,008 11,549 △ 1,459 ※5	
経営努力助成金 297 1,187 890	
業務管理費 3,786 2,575 △ 1,211	
一般管理費 1,309 1,222 △ 87	
人件費 986 939 △ 47	
物件費 323 283 △ 40	
業務外支出 38,970 40,790 1,820 1,820	
計 4,153,928 4,143,127 △ 10,802	

^{※1} 道路資産貸付料収入の増等

^{※2} 高速道路通行者負担軽減補助金の増等

^{※3} 財投機関債の減

^{※4} 債券及び借入金の利率が当初計画を下回ったことによる支払利息の減等 ※5 高速道路事業無利子貸付金の減 ※6 道路占用関係システム等の完了時期変更による減等

【鉄道勘定】

(単位:百万円)

区分	計画額(A)	実績額(B)	差額(B-A)	備考
収入 業務収入 鉄道業務収入 政府等出資金受入 政府等補助金受入 業務外収入	3,094 3,094 - 37 60	2,357 2,357 - 30 66	△ 737 △ 737	να· - Σ
計	3,190	2,453	△ 737	
支出 業務管理費 鉄道施設管理費 一般管理費 人件費 物件費 業務外支出	3,680 3,680 14 11 4	2,768 2,768 11 8 3	△ 912 △ 912 △ 4 △ 3 △ 1 16	
計	3,694	2,794	△ 900	

別表2 収支計画 【法人単位】

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
費用の部	1,531,225	1,440,472	△ 90,753	
経常費用	1,531,225	1,440,251	△ 90,974	
道路貸付業務費	1,181,190	1,138,215	△ 42,976	
助成業務費	297	1,187	890	
鉄道施設利用業務費	8,517	8,377	△ 140	
一般管理費	1,769	1,571	△ 198	
人件費	996	961	△ 35	
経費	772	609	△ 163	
財務費用	252,044	241,749	△ 10,295	
道路資産取得関連費用	87,408	48,429	△ 38,980	
雑損	-	725	725	
臨時損失	-	221	221	
収益の部	1,742,943		231,191	
経常収益	1,709,306		230,923	
受取貸付料	1,683,321	1,907,570	224,250	
占用料収入	2,529	2,582	53	
連結料収入	2,087	2,300	213	
受取施設利用料	410	274	△ 137	
その他の売上高	2,643	1,948	△ 694	
補助金等収益	26	7,779	7,753	
寄附金収益	1,339	348	△ 991	
資産見返負債戻入	9,192	9,453	261	
鉄道施設建設見返債務戻入	7,643	7,631	△ 12	
財務収益	117	119	3	
雑益	1	225	225	
臨時利益	33,638	33,905	268	
当期純利益	211,718	533,662	321,944	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	137	195	58	
当期総利益	211,855	533,858	322,002	
()		184 7		

⁽注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

【高速道路勘定】

(単位:百万円)

				·日万円)
区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
費用の部	1,522,692	1,432,101	△ 90,592	
経常費用	1,522,692	1,431,880	△ 90,813	
道路貸付業務費	1,181,190	1,138,231	△ 42,960	
助成業務費	297	1,187	890	
一般管理費	1,753	1,560	△ 193	
人件費	985	953	△ 32	
経費	767	607	△ 160	
財務費用	252,044	241,749	△ 10,295	
道路資産取得関連費用	87,408	48,429	△ 38,980	
雑損 雑損	_	725	725	
臨時損失	_	221	221	
収益の部	1,732,018	1,964,056	232,038	
経常収益	1,698,584	1,930,358	231,774	
受取貸付料	1,683,321	1,907,570	224,250	
占用料収入	2,529	2,582	53	
連結料収入	2,087	2,300	213	
その他の売上高	-	1	1	
補助金等収益	_	7,760	7,760	
寄附金収益	1,339	348	△ 991	
資産見返負債戻入	9,192	9,453	261	
財務収益	117	119	3	
推益	1	225	225	
臨時利益	33,434	33,698	264	
当期純利益	209,325	531,955	322,630	
当期総利益	209,325	531,955	322,630	
	·	·	·	

【鉄道勘定】

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
費用の部	8,533	8,388	△ 145	
経常費用	8,533	8,388	△ 145	
鉄道施設利用業務費	8,517	8,377	△ 140	
一般管理費	16	11	△ 5	
人件費	11	8	△ 3	
経費	5	2	△ 3	
雑損	-	0	-	
収益の部	10,925	10,094	△ 831	
経常収益	10,721	9,887	△ 834	
受取施設利用料	410	274	△ 137	
その他の売上高	2,643	1,964	△ 679	
補助金等収益	26	19	△ 7	
鉄道施設建設見返債務戻入	7,643	7,631	△ 12	
財務収益	0	0	△ 0	
雑益	_	0	0	
臨時利益	204	207	3	
当期純利益	2,393	1,707	△ 686	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	137	195	58	
当期総利益	2,530	1,902	△ 628	

別表3 資金計画 【法人単位】

(単位:百万円)

			\— <u> </u>	· 🗀 / J 1/
区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
資金支出	4,375,316	5,117,045	741,730	
業務活動による支出	308,134	289,061	△ 19,073	
管理費支出	48,056	47,046	△ 1,010	
その他支出	260,078	242,015	△ 18,063	
投資活動による支出	-	923,134	923,134	
財務活動による支出	3,854,043	3,852,426	△ 1,617	
次期への繰越金	213,138	52,424	△ 160,714	
資金収入 業務活動による収入 投資活動による収入 財務活動による収入 前期よりの繰越金	4,375,316 1,995,102 355,077 620,232 1,404,904	5,117,045 1,995,352 2,086,463 598,956 436,274		

⁽注) 単位未満端数四捨五入のため、計において一致しないことがある。

【高速道路勘定】

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
資金支出	4,361,736	5,105,197	743,460	
業務活動による支出	304,440	287,353	△ 17,087	
管理費支出	44,362	45,338	976	
その他支出	260,078	242,015	△ 18,063	
投資活動による支出	_	923,134	923,134	
財務活動による支出	3,854,043	3,852,426	△ 1,617	
次期への繰越金	203,253	42,283	△ 160,970	
資金収入 業務活動による収入 投資活動による収入 財務活動による収入 前期よりの繰越金	4,361,736 1,991,912 355,077 620,232 1,394,515	1,993,892 2,086,463	1,731,386 △ 21,276	

【鉄道勘定】

区分	計画(A)	実績(B)	差額(B-A)	備考
資金支出	13,579	11,865	△ 1,714	
業務活動による支出	3,694	1,724	△ 1,970	
管理費支出	3,694	1,724	△ 1,970	
投資活動による支出	-	_	_	
次期への繰越金	9,885	10,140	255	
資金収入 業務活動による収入 投資活動による収入 財務活動による収入 前期よりの繰越金	13,579 3,190 - - 10,389	11,865 1,476 - - 10,389	△ 1,714 △ 1,714 – – △ 0	